

第1 違反処理要領

違反処理要領は、違反処理を迅速かつ的確に行うために、その処理手順、処理事項、及びその解説等で構成されている。

- ・「処理手順」は、違反処理の流れをフローチャートとして示したものである。
- ・「処理事項」は、処理手順に従って行う具体的な処理の内容を示したものである。
- ・「解説等」は、違反処理にあたっての留意点や法令の解釈等について記述したものである。

処 理 手 順	処 理 事 項
<pre> graph TD A[違反の覚知] --> B[違反の分類] A --> C[立入検査による違反の覚知] A --> D[立入検査以外による違反の覚知] B --> E{罰則の性格による分類} B --> F{罰則の種別による分類} E --> G["（命令違反を前提とする罰則規定）"] F --> H["（規定違反に対する直接の罰則規定）"] F --> I["（秩序罰）（刑罰）《過料》"] I --> J["（告発へ）（p40）"] J --> K["（過料事件の通知）（p58）"] G --> L{違反処理基準該当の確認} L --> M["（該当）"] L --> N["（非該当）"] </pre>	<p>1 違反の覚知</p> <p>(1) 立入検査による違反の覚知 通常は、立入検査により違反を覚知する。</p> <p>(2) 立入検査以外による違反の覚知 ・立入検査以外の消防用設備等の検査、火災調査又は住民等からの情報提供等により違反を覚知した場合、原則として法第4条に基づく立入検査を実施して、その事実を確認する。</p> <p>2 違反の分類</p> <p>(1) 罰則の性格による分類 ・命令違反を前提とする罰則規定（命令要件一覧参照 p29） ・規定違反に対する直接の罰則規定 （消防法罰則規定一覧（防火対象物）参照 p46）</p> <p>(2) 罰則の種別による分類 ・刑罰（懲役、禁錮、罰金及び拘留） ・秩序罰（過料）</p> <p>(3) 違反処理基準による違反の分類 ・違反処理基準（p62～p79）の適用要件に該当しているかの確認。</p>

解 説 等

罰則の性格による分類

命令違反を前提とする罰則規定に係る違反については、原則として違反処理基準に基づいて警告・命令を発動し、規定違反に対する直接の罰則規定に係る違反については、罰則の適用を促すための措置（告発・過料事件の通知）を実施することとなる。

罰則の種別による分類

刑法上に定めのある刑罰（懲役、禁錮、罰金、拘留など）を罰則とする違反については、刑事訴訟法の適用を受けるため、告発をもって対応する。また、秩序罰（過料）については行政秩序を維持する目的から科せられる行政法上の罰金であって刑事訴訟法の適用を受けず、非訟事件手続法の適用を受けることになり、裁判所に対する通知をもって対応する。

違反処理基準（p62～p79）

違反処理基準とは、警告、命令、認定の取消しへの移行基準及び時期の判断を示したもの。違反処理は、原則として、違反処理基準の定めるところにより処理する。ただし、違反事項が火災の予防上猶予できないと認められる場合又は特異な違反事案の処理に係る場合は、違反処理基準に定める措置順序によらないことができる。

処 理 手 順	処 理 事 項
<pre> graph TD A[指導の継続] -.-> B[警告 (p18)] C[現場における消防吏員の命令要件該当] -- (該当) --> D[名あて人の確知] C -- (非該当) --> E[違反調査へ] D -- (確知) --> F[消防吏員の命令] D -- (不確知) --> G[] </pre>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当した場合は、<u>違反対象物台帳</u>等を作成し、違反是正されるまで管理を行う。 ・ 非該当の場合は、指導を継続する。必要に応じて、警告を行うこともできる。 <p>(4) 現場における消防吏員の命令要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法第3条第1項及び第5条の3第1項の要件に該当すること。 <h3>3 現場における消防吏員の措置</h3> <p>(1) 消防吏員の命令 (法第3条第1項、第5条の3第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 命令書の作成 命令事項及び履行期限を決定する。 命令の客体、要件を確認する。 現場において、命令主体たる吏員が命令書を作成する。命令者欄は、自署又は記名押印する。 ・ 命令書の交付 命令書を名あて人に直接交付し、受領書を求める。 なお、口頭による場合は、原則として事後に命令書を交付し、受領書を求める。(この場合の命令書の日付は、当該命令を発動した日付とする。) 標識等による公示等、以後の手續については、「(5)命令を行ったときの標識等による公示」を参照。(p34) <p>(2) <u>略式の代執行</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法第3条第2項に該当するとき 物件の除去等をする。

解 説 等

(例)

違反処理基準において、使用停止命令は、警告後に実施することとなっているが、「小規模雑居ビルにおいて、利用者等がエレベーターのみで移動し、階段が重量物で完全に塞がれ、かつ、避難器具等が設置されていない。」など、消火、避難その他の消防の活動の支障になるなど危険が逼迫している場合等には、警告なしに直接命令を実施することができる。

違反対象物台帳等

違反処理基準に該当する事案については、違反対象物台帳あるいは、違反処理経過簿等の管理簿を作成し、違反処理への移行時期、上位措置への移行等の管理を行う。

これにより、たとえ消防側の担当者が人事異動等で変更となった場合でも一貫した業務管理を行うことができる。

違反対象物台帳等は、警告・命令等違反処理の名あて人となる管理権原者ごとに作成し、防火対象物別にまとめると管理がしやすい。

略式の代執行

略式の代執行とは、行政代執行法に基づく正式の代執行において行われる「戒告及び代執行令書による通知の手続」を省略した手続である。

処 理 手 順	処 理 事 項
<pre> graph TD A[違反場所] --> B["(屋外) (防火対象物) (第5条の3第2項)"] A --> C["(第3条 第2項)"] B --> D{緊急の 必要性} D -- なし --> E[公告] D -- あり --> F[略式の代執行] C --> F F --> G["略式の代執行 法第3条第1項第3号、 第4号の措置(法第5条 の3において準用するも のも含む)"] G --> H[物件の保管] H --> I[公示] </pre>	<ul style="list-style-type: none"> ・法第5条の3第2項に該当するとき 相当の期限を定めて、<u>公告</u>を行う。(緊急の必要があると認めるときは、公告を要しない。) 期限を過ぎても公告の内容が履行されないときは、消防長又は消防署長は当該消防職員をして物件の除去等をする。 ・物件の保管 物件を除去したときは、適切に<u>保管</u>する。 当該物件を返還するために公示するとともに、<u>保管物件一覧簿</u>を備え付け、関係者が自由に閲覧できるようにしておく。

解 説 等

相当の期限

物件の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者に対して、通常、命令が到達し、命令内容を履行し得る日数。

公告

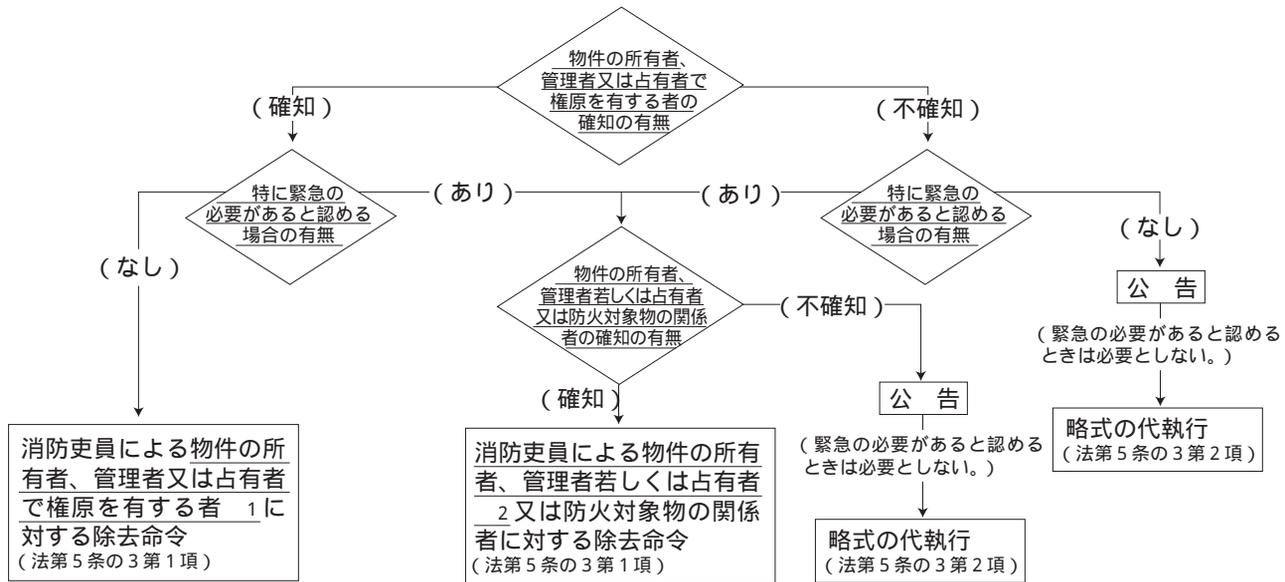
公告内容

- ・ 期限までに、物件について権原を有する関係者が物件の除去等の措置を実施する。
- ・ 期限までに行わないときは、消防職員がその措置を行う。

公告方法

- ・ 消防本部又は消防署に掲示する。
- ・ 必要に応じて上記掲示のあったことを官報・公報・新聞等に掲載する。

吏員が避難階段の物件を確認したとき。



除去命令後、命令の相手方が命令内容を履行せず、引き続き火災の予防に危険であると認められる場合等で、 1 又は 2 と防火対象物の権原を有する関係者が一致するとき、法第5条の2第1項第1号の規定に基づく使用停止命令を発動することができる。

注1 「不確知」とは、物件の所有者等が現場に居合わせず、かつ、氏名、住所等、その者を特定する情報がない場合である。

注2 「特に緊急の必要があると認める場合」とは、権原を有する関係者の住所が現場から遠い等の事情から命令を伝えるまでに日時を要し、かつ、一刻も早く命令を行わないと火災予防上重大な支障を生ずる等の理由がある場合である。

保管

除去した物件を保管する場合は、安全に保管して財産に対する侵害が無いように配慮する必要がある。

公示 (令第45条、災害対策基本法第64条第3項)

【公示の方法】(災害対策基本法施行令第26条)

- ・ 保管を始めた日から起算して14日間、当該消防本部 (消防本部を置かない市町村については、当該市町村の事務所) 又は消防署に掲示する。

処 理 手 順	処 理 事 項
<div style="text-align: center;"> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">費用徴収</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">警告・命令のための</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">違反調査</div> <p style="text-align: center;">調査内容</p> <p style="text-align: center;">↓</p> </div>	<p>滅失若しくは破損するおそれがあるとき又はその保管に不相当な費用や手数を要するときは、当該物件を売却し、売却した代金を保管することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・費用徴収 <ul style="list-style-type: none"> 物件の除去、運搬、保管、売却、公示等に要した費用は、当該物件の返還を受けるべき者から徴収すること。 <p>4 <u>違反調査の実施</u></p> <p>(1) <u>調査内容</u></p>

解 説 等

- ・上記の公示期間が満了しても、なおその物件の権原を有する者の氏名及び住所を知ることができない場合は、公示の要旨を市町村の公報又は新聞に掲載すること。

【公示の内容】(災害対策基本法施行令第25条)

- ・保管した物件の名称又は種類、形状及び数量
- ・保管した物件の所在した場所及び物件を除去した日時
- ・その物件の保管を始めた日時及び保管の場所
- ・その他保管した物件を返還するために必要と認められる事項

保管物件一覧簿

- ・公示の内容と同等のものを記載すること。
- ・当該消防本部(消防本部を置かない市町村においては、当該市町村の事務所)又は消防署に備え付けること。
- ・関係者が自由に閲覧できるようにしておくこと。

不相当な費用や手数を要する

- ・倉庫料等保管のための費用が物件の価値と比較して高すぎる場合
- ・当該物件の性質上保管に著しく労力を要し、その労力が物件の価値と比較して不相当な場合

売却 (令第45条、災害対策基本法第64条第 4 項、災害対策基本法施行令第27条)

- ・競争入札により売却すること。ただし、次の場合には随意契約によることができる。
 - 速やかに売却しなければ価値が著しく減少するおそれのある物件
 - 競争入札に付しても入札者がいない物件
 - その他、競争入札に付することが適当でないと認められる物件

費用徴収

- ・執行費用について
 - 物件の除去、運搬等措置を行うための費用を支出した場合は、本来の義務者である当該物件の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者に対して請求する。その根拠としては、公法上の不当利得返還請求権の考え方がある。
- ・保管費用について (令第45条、災害対策基本法第64条第 5 項、行政代執行法第 5 条、第 6 条)
 - 物件を保管した場合の手続きについては、災害対策基本法の規定を準用しており、保管そのもののほか返還のための公示、売却等に要した費用は当該物件の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者の負担とするものである。
 - なお、通常尽くすべき手段を尽くしても、当該物件について権原を有する者の氏名及び住所が判明しないため、公示の日から起算して 6 月を経過しても返還することができないときは、当該物件又は物件を売却して得た代金の所有権は、当該消防長等の属する市町村に帰属する。
- ・費用の額及びその納期日を定め、当該物件の権原を有する者に対し文書により納付を命じること。

違反調査

違反調査の目的は、違反事実、違反者の氏名、違反発生場所、違反対象物の用途、規模、構造、収容人員、違反内容、適用法条などについて確認し、違反の全容を解明し、違反事実を特定することである。

違反調査には、法第 4 条に定める資料提出命令権、報告徴収権及び立入検査権に基づく質問・検査による場合と、法第35条の10に定める照会による場合などがある。

調査内容

- ・違反調査内容は、命令処分を早急に行う場合、行政指導である警告を行う場合、あるいは、告発を行う場合などの違反処理区分及び違反事実の実態に応じて決定する。
 - 警告、命令の場合の調査は、実況見分調査等により、違反の事実を特定することで足りる。
- ・告発の場合、構成要件該当性、違法性、有責性について特定することが必要である。(p42)
- ・その他違反調査の基本的留意事項

処 理 手 順	処 理 事 項
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 命令要件の特定 <ul style="list-style-type: none"> <u>違反者</u> 違反発生日時 違反発生場所 違反内容 その他命令要件の特定に必要な事項（命令要件一覧参照 p29。）

解 説 等

適正手続

調査行為が憲法の保障する基本的人権に抵触することがあってはならず、また、違反処理は相手方に一定の義務を課すものであり、事案によっては、相手方の義務違反を捜査機関に告発し、訴追を求めるものであるから、その前提として行う違反の調査も適正な手続に従ってなされることが必要である。

関係機関との協力

法第35条の10に基づき、照会、協力を受けた官公署には、一般的にはこれに応答し、又は協力することとなるが、照会については、消防機関自らが照会内容の把握に努め、他の手段がない場合に他の関係官公署の事務の支障のないように配慮しつつ行うものとする。また、照会手続については、下記の基準に留意するとともに、具体的な手続について事前に関係官公署と十分に協議を行うものとする。

- ・照会する時間は、関係官公署の執務時間内とすること
- ・照会書を関係官公署の窓口を持参し、又は郵送すること
- ・照会書に照会担当者名及び連絡先を明記すること
- ・郵送による回答を求める場合など回答に費用を要する場合、その費用を負担すること
- ・回答書の管理を徹底するなど個人情報の保護に留意すること
- ・照会書の照会者名義の職印の押印及び文書番号の記載等偽造防止の措置を講ずること

ア 照会を求める内容

消防機関において照会することが考えられる事項の例は、次のようなものがある。

違反処理の名あて人の特定のため

- ・都道府県公安委員会の保有する風俗営業者及び店舗型性風俗関連特殊営業の届出者の住所、氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）、電話番号
- ・都道府県及び市町村税務所の保有する事業税に関する事業主
- ・市町村役場の保有する外国人登録に関する情報の有無
- ・保健所の保有する飲食店、旅館、ホテル等の営業許可申請者
- ・裁判所の保有する破産管財人
- ・特定行政庁の保有する建築物の関係者

イ 協力を求める内容

立入検査や違反是正の効果が高めるために、関係官公署との間で、立入の日程調整（例：法律に基づく又は任意の立入を合同で実施するための日程調整）や現場での協力（例：テナントの所有者、管理者、占有者の特定、用途の判定、違反是正指導方針についての相談）を行うことなども考えられる。

なお、合同で立入検査を実施する場合には、消防法令の範囲内での業務執行を実施すること及び相互の共助によって得た他官公所からの情報については、その管理に留意すること。（警察機関との協力については、エを参照のこと。）

ウ 照会、協力要請の効果

照会や協力要請を受けた者は、一般的にはこれに応答し、又は協力することとなるが、これらには強制力はなく、照会や協力要請を受けた者は、照会内容に職務上守秘義務があるとき、又は、職務執行に支障のあるときは、報告義務が免除されるほか、職務命令に反して照会や協力要請に応える義務はないものである。

エ 警察との協力について

警察との協力については、新法第35条の10の「特別の定め」には、消防組織法第24条第1項の規定が含まれるものであり、消防と警察とは、同項の規定に基づく相互的な協力関係にある。

違反者

- ・違反者の氏名、本籍、住所、商号、本店所在地等は、必要により住民票、戸籍謄（抄）本、不動産登記簿謄（抄）本（登記事項証明書）、商業登記簿謄（抄）本（登記事項証明書）で確認する。

処 理 手 順	処 理 事 項
<p data-bbox="440 433 529 515">↓</p> <p data-bbox="446 524 620 551">違反調査の方法</p> <p data-bbox="513 559 529 2291">↓</p>	<p data-bbox="763 524 1000 598">(2) 違反調査の方法 ・ <u>実況見分</u></p>

解 説 等

実況見分

・実況見分調書の作成

実況見分

ア 実況見分とは、違反事実の確認及び証拠保全のため、違反現場に出向し、直接、違反の状態や物の存在を現認し、調査することをいう。

イ 実況見分の経過及び確認した結果を文書として記載したものが、実況見分調書である。

ウ 実況見分調書の作成は、違反事実の確認を明らかにする場合や違反にかかる証拠保全のために必要な場合行う。

実況見分の事前準備

ア 実況見分は、通常、見分者及び補助者で実施する。

見分者は、実況見分全体を指揮するため、事前に違反事実について 整理し、何に見分の重点をおいたらよいか明確にしておく。

イ 補助者の任務

・見取り図の作成

・写真撮影

・距離や寸法の測定

・証拠資料の収集

ウ 主な使用器材

・カメラ ・筆記用具 ・画板

・方眼紙 ・メモ用紙 ・メジャー

・方位磁石 ・時計 ・懐中電灯

実況見分実施時の留意事項

ア 実況見分は法第 4 条に規定する立入検査権などに基づき行うものとする。

イ 見分者は、現場を客観的に見分し、自己の先入観や過去の経験にとらわれず、ありのままの現場を見分する。

ウ 見分は、対象物の外周部から始め、次第に建物内部の細部に対して行う。

エ 見分内容をわかりやすく、具体的にするために、図面や写真を有効に活用する。

実況見分調書作成時の留意事項

ア 実況見分調書は、違反現場に出向し見分を行った者が作成する。

イ 見分により確認した状況と違反法令とのかかわりを十分に把握し、違反に関連する重要な情報は詳しく、その他の情報は必要な部分を記載する。

ウ 見分者は事実をありのままに記載し、意見や憶測は記載せず、主観の入っている修飾語（かなり、比較的、大変等）を使用しないようにする。

エ 見分を実施していく中で立会人に説明を求めた場合、その説明が物の位置、形状等を客観的に述べるものであれば調書に記載することができる。

オ 調書が二葉以上にわたる場合は、毎葉に作成者の契印をする。

カ 記載した文字は改変してはならない。また、文字を削ったり、加えたりする場合は、欄外余白にその旨及び字数を記載し、認印する。

なお、削った文字については、読むことができるように字体を残しておく。

キ 実況見分の信憑性を確保するため、関係のある者の立会い状況を写真撮影しておく。

解 説 等

写真撮影

・ 写真の撮影要領

写真は違反状態が客観的に明らかになるように撮影し、一の違反場所について違反の状態が具体的に判別できる写真と全体の中で当該違反場所の位置が判別できる写真とを撮影し、周囲と全体との関係を明らかにする。

違反の場所が1回の撮影で写らない場合は、2枚以上の写真を貼り合わせる等配慮する。

撮影位置、方向、撮影日時等を写真撮影位置図に記録する。

物件等の寸法を表示する必要がある場合は、メジャー等を用いて写しこむ。

撮影を拒否された場合は強行せず違反事実の現認（実況見分）及び質問調書によって補完する。

書証（住民票等）の収集

・ 住民票、戸籍謄（抄）本の請求

事前に区市町村役場の事務担当者に概要を電話連絡して手続を確認する。

所定の申請用紙又は任意様式の申請書（依頼書）に、公用であること、謄本又は抄本の区別、対象者の氏名・住所（戸籍謄本の場合は本籍地とし、筆頭者が判明している場合は、その者の氏名を併記する。）必要部数、郵送を希望する場合は送付先を明記し、申請する。

・ 商業登記簿謄（抄）本（登記事項証明書）の請求

事前に登記所の事務担当者に概要を電話連絡して手続を確認する。

所定の申請用紙又は任意様式の申請書（依頼書）に、公用であること、法人名、本店の所在地、必要部数、手数料については「登記手数料令第7条により免除」であることを記載し、申請する。

・ 不動産登記簿謄（抄）本（登記事項証明書）の請求

登記所に行き、備えつけの公図又は索引簿で該当する建物の地番を確認する。

事務担当者に公用で謄本の請求をしたい旨及びその理由を説明し、その場で閲覧を許可された場合には、登記簿で当該建物の家屋番号を確認する。

所定の申請用紙又は任意の申請書（依頼書）に公用であること、謄本又は抄本の区別、建物の所在、家屋番号、手数料については「登記手数料令第7条により免除」であることを記載し、申請する。

違反調査報告書

・ 違反調査報告書は次のような目的のために作成されるものである。

内部的報告資料

命令に対する不服申立てや行政訴訟又は民事訴訟となった場合の資料

告発の立証資料

処 理 手 順	処 理 事 項
<pre> graph TD Start(()) --> Decision{違反の態様等により 違反処理を留保することが 妥当な場合} Decision -- "(妥当でない場合)" --> End(()) Decision -- "(妥当な場合)" --> Reserve[違反処理の留保] Reserve -.-> Safety[安全担保措置] Safety --> End </pre>	<p>(4) 違反処理の留保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該違反の態様、危険性・緊急性、比例原則との均衡などを検討した結果、その時点では、<u>違反処理を留保する場合もある。</u> ・安全担保措置 なお、留保した場合は、違反内容の危険性に対応した代替の消防用設備等を設置させるとともに防火管理上の安全対策措置を講じさせ、その事実を記録しておく。

解 説 等

・違反調査報告書の作成

違反調査報告書の内容を大別すると、違反事実の認定部分と違反の情状部分からなり、それらを証明又は認定するための資料が添付される。

・違反調査報告書に添付する事実認定資料

違反調査報告書に添付する事実認定資料は、違反処理基準により最初に行われる措置を行うにあたり、妥当性を証明するに足る程度の資料を揃える必要がある。違反の態様により、「違反者の認定に必要なもの」「違反の物理的事象の認定に必要なもの」「情状の説明に必要なもの」を考慮して資料を選択する。

また、これらの資料は、違反処理基準の二次措置、三次措置を行うこととなった場合にも必要となるものである。

(資料の例)

吏員等が当該違反に関連して新たに作成したもの

立入検査結果通知書
質問調書
火災原因調査書
証拠物にかかわる計測結果等を図面や写真、文章等によりまとめた書類（実況見分調書等）

上記以外のもの

戸籍謄（抄）本、住民票等
商業登記簿謄（抄）本（登記事項証明書）
不動産登記簿謄（抄）本（登記事項証明書）
建築同意調査書類、防火対象物使用開始届
伝票等、商業帳簿類
違反者の作成した改修（計画）報告書、理由書、始末書等

違反処理を留保する場合

(例)

都市計画等により、違反建物の取り壊し・移転等の工事が具体化している場合で、違反の程度と比較衡量して、留保が妥当な場合。

違反建物の所有権等の権利関係について係争中であり、違反処理の名あて人が特定できない場合で違反の程度と比較衡量して、留保が妥当な場合。

そのほか社会通念上違反処理を留保することが妥当な場合。

処 理 手 順	処 理 事 項
<div style="text-align: center;"> </div>	<p>5 警告書の交付</p> <p>(1) <u>警告の意義</u></p> <p>(2) 警告書の作成 次の事項を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>警告の主体</u> ・ <u>警告の客体</u> ・ <u>警告内容</u> ・ <u>履行期限</u> <p>(3) <u>警告の要件の確認</u></p> <p>(4) 警告書の交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 名あて人に直接交付し、受領書を求める。 ・ 名あて人に直接交付できない場合は下記のいずれかの方法による。 名あて人の住所、居所、営業所又は事務所等において名あて人が不在の場合は、名あて人と相当の関係のある者（名あて人の従業者若しくは配偶者又は防火管理者等）が警告書の交付を受けることを拒まないときは、これらの者に警告書を交付することができる。この場合、交付した者に受領書を求める。 直接交付ができない場合で、名あて人に異議がないときは、就業場所にその書類を置いておくことのでかえることができる。この場合、後日、名あて人から受領書を求める。

解 説 等

警告の意義

- ・ 警告とは、違反事実又は火災危険等が認められる事実について、防火対象物の関係者等に対し、当該違反の是正又は火災危険等の排除を促し、これに従わない場合、命令、告発等の法的措置をもって対処することの意思表示である。
- ・ 警告は、命令の前段的措置として行うのが原則で、性質上行政指導にあたる。したがって、警告自体には法的な強制力はない。

警告の主体

警告は、行政指導としての事実行為であるから、警告の主体には限定がないが、行政上の実効を期する意味から、命令の主体である消防署長等が行うのが適当である。

警告の客体

警告は、当該警告事項について履行義務のあるものを名あて人とする。
また、警告しようとする内容に関して履行義務者が複数のときは、それぞれの義務者あて個別に警告する。

警告内容

実現不可能であったり、不明確であってはならない。

履行期限

- ・ 警告の履行期限は、個々の違反事項について通常（社会通念上）是正可能と認められる客観的所要日数と公益上（火災予防上）の必要性との衡量において妥当と認められるものでなくてはならない。例えば、自動火災報知設備等の固定的消防用設備等の設置を警告の内容として示す場合には、見積りに要する期間、着工届、工事期間、工事可能日及び時間帯、更には設置届、検査等に要する期間等総合的に検討して履行期限を決定する必要がある。
- なお、履行期限の具体例については、違反処理基準参照。（ p 62 ~ p 79 ）

警告の要件

警告の要件は、警告が命令の前段措置として行われるものであるため、命令要件と一致する。（命令要件一覧参照 p 29。）

処 理 手 順	処 理 事 項
<pre> graph TD Start(()) --> A[履行期限の到来] A --> B[確認調査] B --> C{是正の状況} C -- (是正) --> D[違反処理終了] C -- (未是正) --> E[命令の事前手続] E --> F{事前手続が必要か} F -- (不要) --> G(()) F -- (必要) --> H[6 命令等の事前手続 (聴聞・弁明の機会の付与)] </pre> <p>使用停止命令等公益上緊急に不利益処分をする必要がある場合等は、聴聞、弁明の手続が不要となる。()</p>	<p>配達証明郵便（必要に応じて配達証明付き内容証明郵便）により送達する。</p> <p>(5) 履行期限の到来</p> <ul style="list-style-type: none"> 警告を行った後は、履行期限まで静観することなく、受命者の是正意思の後退又は中断のないように終始一貫した追跡指導を行う。 履行期限が到来したら、確認調査を実施する。 <p>(6) 確認調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 履行状況の確認 <p>6 命令等の事前手続（聴聞・弁明の機会の付与）</p>

解 説 等

配達証明付き内容証明郵便

配達証明は郵便物が配達された事実を証明し、内容証明は郵便物の内容とそれが差し出されたことを証明する。内容証明は、文書に確定日付を与える効力があることから法律的に重要な意思表示をする場合の文書に利用される。

不利益処分を前提とした警告等の違反処理に関する文書を発送する場合は、配達証明と内容証明を併用する。

内容証明の作成要領は次のとおり。

- ・ 3部（郵便局保管用謄本、送付用文書、差出人保管用謄本）作成する。
- ・ 用紙の大きさに規定はなく、罫線やマス目が引かれている必要もない。
- ・ 用紙1枚あたりの文字数には制限があり、20文字×26行以内とする。
- ・ 横書きで作成する場合は、13文字×40行以内又は26文字×20行以内とする。
- ・ 用紙が2枚以上になる場合には、1冊に綴じその綴じ目に契印（3部すべて）をする。
- ・ 公印は、正本 送付用 のみにすればよく、他の2部は正本の写しでもよい。
- ・ 謄本には、「文書差出人」及び「文書受取人」の住所・氏名を末尾余白に付記するが、その住所・氏名が文書の内容に記載されたものと同一であるときは、これを省略することができる。
- ・ 付記については、文字数に算入されない。

聴聞・弁明の機会の付与

行政庁が法令に基づき、特定の者を名あて人として義務を課したり、権利を制限する不利益処分を行う場合には、行政手続法の適用を受け、処分を受ける者に対して聴聞又は弁明の機会を与え、この手続を経た後でなければ処分を行うことはできない。

命令は不利益処分に該当するが、行政手続法第13条第2項に掲げる場合には、不利益処分の内容により、聴聞・弁明の機会を要しないとする規定があり、違反是正の措置の中で行われる不利益処分の多くはこれに該当する。

命令の事前手続が不要な場合（行政手続法第13条第2項）

公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、意見陳述のための手続（聴聞・弁明の機会の付与）を執ることができないとき。

法令上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。

施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が法令において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であってその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。

処 理 手 順	処 理 事 項
<div style="text-align: center;"> <p>(弁 明)</p> <p>↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">聴 聞</div> <p>↓</p> <p>聴聞主宰者の指定 聴聞開催の通知 当事者に対する対応 聴聞の実施 聴聞調書の作成 報告書の作成 処分の決定</p> <p>↓</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 聴聞の機会が付与される不利益処分（行政手続法第13条第1項第1号） 法第8条の2の3第6項に基づく特例認定の取消し。 ・ 弁明の機会が付与される不利益処分（行政手続法第13条第1項第2号） 法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第4項に基づく命令。ただし、行政手続法第13条第2項第1号の規定により適用除外となり弁明手続が実施されないことがある。 <p>(1) 聴聞の事務手続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 聴聞主宰者の指定（行政手続法第19条） 聴聞は、行政庁が指名する職員が主宰する。 ・ 聴聞開催の通知（行政手続法第15条） 聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、「聴聞通知書」により通知する。 ・ 当事者に対する対応（行政手続法第16, 17, 18, 20, 21条） 当事者の権利である、陳述書、証拠書類等の提出、証拠資料の閲覧、代理人・参加人申請等に対する速やかな対応を行う。 ・ 聴聞の実施（行政手続法第20, 22, 23, 25条） 当事者が正当な理由なく欠席した場合は、聴聞を行ったものとして処理できる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 聴聞調書の作成（行政手続法第24条）

解 説 等

納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。

当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして、行政手続法施行令第 2 条第 1 項に定められている次の処分をしようとするとき。

- ・ 法令の規程により交付した証明書類（旅券、運転免許証、国民健康保険証等）の記載事項を訂正するためにその提出を命じる処分及び訂正に代えて新たな証明書類を交付するために既に交付した証明書類の返納を命じる処分
- ・ 法令の規程に従い、届出に際して提出が義務付けられている書類が法令に定められた要件に適合することとなるように訂正する処分

聴聞

聴聞は、不利益処分を受ける者に、口頭による意見陳述や質問の機会などを与え、処分を受ける者と行政庁側のやりとりを経て、事実判断を行う手続である。

弁明

弁明は、不利益処分を受ける者に、原則として書面による意見陳述の機会を与え、処分についての判断を行う手続である。（行政庁が認めた場合は口頭で行うこともできる。）

聴聞開催の通知

- ・ 通知内容は次のとおり。
 - 不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項
 - 不利益処分の原因となる事実
 - 聴聞の期日及び場所
 - 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
- ・ 教示しなければならない事項
 - 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、証拠書類等を提出し又は、聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。
 - 聴聞が終結するまでの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。
- ・ 名あて人の所在が判明しない場合
 - 行政手続法第 15 条第 3 項の規定に基づき、公示送達の方法により行い、公示場所は消防署等とし、掲示開始から 2 週間を経過した時点で通知が到達したものとみなす。

聴聞調書の作成

- ・ 聴聞調書は聴聞主宰者が作成する。
- ・ 聴聞調書は聴聞の審理の経過を記載した調書であり、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておく。
- ・ 当事者等から提出された証拠書類等を添付する。

処 理 手 順	処 理 事 項
<pre> graph TD Start(()) --> A[弁 明] A --> B{命令の妥当性の有無} B -- (あり) --> C[命 令] B -. (なし) .-> D[命令の中止] C --> End(()) </pre> <p>弁 明</p> <p>弁明の機会の付与の通知 弁明書の受理 弁明調書の作成 処分決定</p> <p>命令の妥当性の有無</p> <p>(あり) (なし)</p> <p>命令の中止</p> <p>命 令</p> <p>命令の性格 命令書の作成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告書の作成（行政手続法第24条） ・ 処分の決定（行政手続法第26条） 行政庁は、聴聞調書の内容と報告書に記載された主宰者の意見を十分参酌した上、処分を決定する。 <p>(2) 弁明の機会の付与の事務手続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 弁明の機会の付与の通知（行政手続法第30条） 弁明の提出期限までに相当な期間において不利益処分の名あて人となるべき者に対し、「弁明の機会の付与通知書」により通知する。 ・ 弁明書の受理 ・ 口頭による弁明の機会の付与が行われた場合は、弁明調書を作成する。 弁明調書は、署名及び押印を求める。 ・ 不利益処分の決定 弁明手続き終了後、弁明の内容を十分に参酌して処分を決定する。 正当な理由なく弁明書が提出されなかった場合には、事務処理を進め処分を決定する。 <p>(3) 命令等の中止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 聴聞、弁明の結果、<u>命令等を行うことが妥当でないことが判明した場合は、命令等を中止する。</u> <p>7 命令書の交付</p> <p>(1) 命令の意義</p> <p>(2) 命令書の作成 次の事項を記載する。</p>

解 説 等

報告書の作成

- ・ 報告書は聴聞主宰者が作成する。
- ・ 不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載する。
- ・ 聴聞調書とともに行政庁に提出する。

弁明の機会の付与の通知

- ・ 通知書の内容は次のとおり。
 - 不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項
 - 不利益処分の原因となる事実
 - 弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）
 - 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
- ・ 弁明書の提出期限
 - 通知を行った日から相当な期間（通常 1 週間から 10 日程度）
- ・ 名あて人の所在が判明しない場合
 - 聴聞の場合と同様の処理。

命令を行うことが妥当でない場合とは

警察比例の原則（行政法学上の警察権の発動について、その手段・態様は除去されるべき障害の大きさに比例しなければならず、選択可能な措置の内必要最小限度にとどまらなくてはならないとする原則）に反した妥当性のない命令をいう。

命令の意義

消防法上の命令は、行政庁としての市町村長、消防長又は消防署長などの命令権者が、消防法上の命令規定に基づき、公権力の行使として、特定の者（主として関係者）に対し、具体的な火災危険の排除や消防法令違反等の是正について、義務を課す意思表示であり、通常、罰則の裏付けによって、間接的にその履行を強制している。

処 理 手 順	処 理 事 項
	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>命令の主体</u> ・ <u>命令の客体</u> ・ <u>命令内容</u> ・ <u>命令（不利益処分）の理由</u> ・ <u>履行期限</u> ・ <u>教示</u>

解 説 等

命令の主体

各命令規定を確認すること。(「命令要件一覧」参照 p29)

命令の客体

命令の客体(名あて人)は、例えば、「権原を有する関係者」、「管理について権原を有する者」、「所有者、管理者又は占有者」、「関係者で権原を有するもの」など、法の命令規定に定められた履行義務者である。したがって、命令の履行義務者が誰であるかを具体的なケースについて十分検討したうえで名あて人を特定する必要がある。

命令内容

命令内容が実現不可能であったり、不明確であってはならない。法令の規制範囲を逸脱しないこと。

命令(不利益処分)の理由

行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に当該不利益処分の理由を示さなければならない。

履行期限

履行期限の設定は、警告の場合と同様に、当該命令事項の履行までに要する社会通念上及び火災予防上の見地から妥当な期間を決定する。

教示

不服申立ての教示

- 命令書によって命令を発動する場合、又は利害関係人から教示を求められた場合は、行政不服審査法第57条第1項及び第2項に定めるところにより、不服申立てができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てができる期間を教示しなければならない。
- 上級行政庁がある場合の不服申立ては審査請求であり、審査請求先は、処分庁(行政処分を行った行政庁)の直近上級行政庁である。上級行政庁がない場合の不服申立ては、異議申立てである。したがって、消防吏員が行う命令については消防署長に、消防署長が行う命令については消防長に、また、消防長が行う命令については市町村長に対する審査請求であり、市町村長が行う命令については市町村長に対する異議申立てとなる。
- 審査請求期間については、法第5条第1項、5条の2第1項、5条の3第1項の命令の場合は、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内(法第5条の4)、その他の命令の場合は、命令のあったことを知った日の翌日から、起算して60日以内である。(行政不服審査法第14条第1項、第45条)

教示を誤った場合

- 命令権者が、不服申立てをすべき行政庁について誤った教示をし、不服申立て人が教示された行政庁に不服申立てを行った場合は、はじめから権限のある行政庁に不服申立てをしたものとみなされる。(行政不服審査法第18条、第48条)
- 不服申立て期間について、誤って長く教示した場合は、不服申立て人がその期間内に不服申立てをすれば法定の期間内になされたものとみなされる。(同法第19条、第48条)

教示を怠った場合

- 命令権者が、命令を行うにあたり、不服申立てを行う旨の教示を怠った場合は、教示義務(行政不服審査法第57条第1項、第2項)に違反することとなるが、命令と教示は別次元の行為であるから、教示を怠ったこと自体によって命令が無効又は違法となることはないものと解される。(東京地判昭和43年2月5日行集9巻2号168頁)

処 理 手 順	処 理 事 項
 <p data-bbox="363 562 556 598">命令の要件の確認</p>	<p data-bbox="763 562 1027 598">(3) <u>命令の要件の確認</u></p>

解 説 等

- しかし、実務上は、速やかに書面（様式自由）により教示手続を補完しておくべきである。
- ・行政不服審査法第57条第1項の規定による教示をしなかったときは、命令について不服がある者は命令権者に対して不服申立書を提出することができる。（行政不服審査法第58条第1項）

命令の要件

命令の要件は、法の各命令規定に示されている要件に該当し、かつ、運用上、命令の前段的措置である警告事項を理由なく履行しないとき又は立入検査結果通知書若しくは警告書の交付の有無にかかわらず、違反事実の性質又は火災危険等の存在から直ちに命令による措置を必要と認めるときである。

命令要件一覧

命令条文 (命令の主体)	命令要件		名あて人	命令違反に対する 罰則
第3条第1項 屋外の火災予防 措置命令 (消防長・消防署 長・消防吏員)	屋外 において	火災の予防に危険であると認める	行為 行為者	30万円以下の罰 金・拘留（第44条 第1号） 両罰：本条の罰金 (第45条第3号)
		消火、避難その他の消防の活動に支 障になると認める	物件 所有者、管理者、 占有者で権原を有 する者	
第4条第1項 資料提出命令 報告徴収命令 (消防長・消防署 長)	火災予防のために必要があるとき		関係者	30万円以下の罰 金・拘留（第44条 第2号）
第5条第1項 防火対象物に対 する措置命令 (改修・移転・ 除去等) (消防長・消防署 長)	防火対象物の位置、 構造、 設備又は管理の 状況について	火災の予防に危険であると認める場合 (a)	権原を有する関係 者 (特に緊急の必要 があると認める場 合においては、関 係者及び工事の請 負人又は現場管理 者)	2年以下の懲役・ 200万円以下の罰 金（第39条の3の 2第1項）
		消火、避難その他の消防の活動に支障にな ると認める場合 (b)		
		火災が発生したならば人命に危険であると 認める場合 (c)		両罰：1億円以下 の罰金（第45条第 1号）
		その他火災の予防上必要があると認める場 合		

処 理 手 順	処 理 事 項
	

解 説 等					
第5条の2第1項 防火対象物に対する措置命令 (使用禁止・停止・制限等) (消防長・消防署長)		第5条第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2第3項、第17条の4第1項の規定により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず	措置が履行されず 措置が履行されても十分でなく 履行期限が付されている場合は、当該期限までに完了する見込みがない	引き続き(a)・(b)・(c)である場合	権原を有する関係者 3年以下の懲役・300万円以下の罰金(第39条の2の2第1項) 両罰：1億円以下の罰金(第45条第1号)
		第5条第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2第3項又は第17条の4第1項の規定による命令によっては、火災の予防の危険消火、避難その他の消防の活動の支障又は火災が発生した場合における人命の危険を除去することができないと認める場合			
第5条の3第1項 防火対象物に対する措置命令 (消防長・消防署長・消防吏員)	防火対象物において	火災の予防に危険であると認める	行為	行為者	1年以下の懲役・100万円以下の罰金(第41条第1項第1号) 両罰：本条の罰金(第45条第3号)
		消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める	物件	物件の所有者、管理、占有者で権原を有する者(特に緊急の必要があると認める場合においては、当該物件の所有者、管理者占有者又は当該防火対象物の関係者)	
第8条第3項 防火管理者選任命令 (消防長・消防署長)		防火管理者を選任すべき防火対象物であること。 防火管理者が定められていないこと。		防火対象物の管理について権原を有する者	6月以下の懲役・50万円以下の罰金(第42条第1項第1号) 両罰：本条の罰金(第45条第3号)
第8条第4項 防火管理業務適正執行命令 (消防長・消防署長)		防火管理者を選任すべき防火対象物であること。 防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務(法第8条第1項の業務)が、法令の規定又は消防計画に従って行われていないこと。		防火対象物の管理について権原を有する者	1年以下の懲役・100万円以下の罰金(第41条第1項第1号の2) 両罰：本条の罰金(第45条第3号)

処 理 手 順	処 理 事 項
<div style="text-align: center;">  <p data-bbox="363 2090 506 2123">命令書の交付</p>  </div>	<p data-bbox="763 2090 975 2123">(4) <u>命令書の交付</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="801 2134 1304 2167">・名あて人に直接交付し、受領書を求める。 <p data-bbox="815 2178 1613 2299">なお、口頭による場合は、原則として、事後に命令書を交付し、受領書を求める。(この場合の命令書の日付は、当該命令を発動した日付とする。)</p>

解 説 等			
第 8 条の 2 第 3 項 共同防火管理関係協議事項作成命令 (消防長・消防署長)	共同防火管理義務対象物であること。 消防法施行規則第 4 条の 2 に定める共同防火管理の協議をすべき事項が定められていないこと。	防火対象物の管理について権原を有する者	なし
第 8 条の 2 の 2 第 4 項 点検虚偽表示除去・消印命令 (消防長・消防署長)	防火対象物であること。 防火対象物点検資格者により点検対象事項が点検基準に適合していると認められていないにもかかわらず、第 8 条の 2 の 2 第 2 項の表示がされている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示がされていること。	防火対象物の関係者で権原を有する者	30万円以下の罰金・拘留(第44条第12号の2)
第 8 条の 2 の 3 第 8 項 第 8 条の 2 の 3 第 1 項による認定(以下、「特例認定」という。)を受けた防火対象物である旨の表示に係る虚偽表示除去・消印命令 (消防長・消防署長)	防火対象物であること。 特例認定を受けていないにもかかわらず、第 8 条の 2 の 3 第 7 項の表示がされている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示がされていること。	防火対象物の関係者で権原を有する者	30万円以下の罰金・拘留(第44条第12号の2)
第17条の4 消防用設備等の設置維持命令 (消防長・消防署長)	学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものであること。 前 の防火対象物の関係者が、政令第 3 節の設置及び維持の技術上の基準又は法第17条第 2 項に基づく条例で定める技術上の基準に従って、消防用設備等を設置し、又は維持していないこと。	防火対象物の関係者で権原を有する者	・設置命令違反 1年以下の懲役・100万円以下の罰金(第41条第1項第4号) 両罰：3,000万円以下の罰金(第45条第2号) ・維持命令違反 30万円以下の罰金・拘留(第44条第8号) 両罰：本条の罰金(第45条第3号)
<p>命令書の交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防法上の命令は、要式行為ではないから、法的には口頭(口頭命令)であろうと文書(文書命令)であろうと、その形式は問わない。しかし、実務上は、命令内容を受命者に明確に示すことによって、後日、命令の存否や内容等について無用なトラブルを避けるためにも、また、命令違反を告発する場合の挙証資料とするためにも、緊急やむを得ない場合以外は、文書命令の形をとるべきである。 			

処 理 手 順	処 理 事 項
<p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">標識等による公示</div> <p style="text-align: center;">↓</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・手交できない場合は、下記のいずれかの方法による。 名あて人の住所、居所、営業所又は事務所等において名あて人が不在の場合は、名あて人と相当の関係のある者（名あて人の従業者若しくは配偶者又は防火管理者等）が警告書の交付を受けることを拒まないときは、これらの者に警告書を交付することができる。この場合、交付した者に受領書を求める。 直接交付ができない場合で、名あて人に異議がないときは、就業場所にその書類を置いておくことのでかえることができる。この場合、後日、名あて人から受領書を求める。 配達証明郵便（必要に応じて配達証明付き内容証明郵便）により送達する。 <p>(5) 命令を行ったときの標識等による公示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公示が必要な命令 法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項、第8条第4項、第8条の2第3項、第17条の4の命令 ・公示の期間 命令を行ったときは、速やかに公示し、命令事項が履行された時等、命令が効力を失うまでの間、維持する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・公示の方法 公示の方法は、標識の設置その他総務省令に基づき市町村長が定める方法によるものとし、標識は当該防火対象物に出入りする人々が見えやすい場所に設置する。 （市町村長の定める方法の例） <ul style="list-style-type: none"> ・当該消防機関が属する市町村公報への掲載 ・当該消防機関が属する市町村の事務所での掲示 ・当該消防本部及び消防署での掲示 ・当該消防本部又は当該消防本部が属する市町村のホームページへの掲載 ホームページに掲載する場合は、他の方法と併せて行うものとする。

解 説 等

- ・口頭命令を行った場合は、後日、同命令と同一日付及び同一内容の命令書を交付しておくものとする。口頭命令が有効に成立している以上、あらためて命令書を交付することは、法律上必要とされているわけではないが、命令発動の事実や命令違反の事実などの挙証手段として実務上要請されるものである。
- ・命令の効力の発生時期は、命令が受領者に到達したときで、社会通念上一般に了知することができる客観的状況に置かれたときである。このことから、直接手交できない場合は、後日の到達の有無の争いを避けるため、配達証明及び内容証明郵便により送達する。

公示

命令を行ったときは、違反状態が継続している間、標識の設置や公報への掲載などにより、措置命令の内容などの周知を図る。

公示制度の法的趣旨

防火対象物について命令を行ったときの公示は、防火対象物に火災予防上の危険があることや、消防法令違反があり、消防機関によって措置命令が発せられて、履行される前の状態にあることを周知することで、当該防火対象物の利用者や近隣の防火対象物の関係者等の第三者が、不測の損害を被ることを防ぐために必要な措置を講じることが可能になるようにするものである。

なお、発せられた命令が即時に履行された場合には、公示の必要はない。

公示の方法

公示方法の選択については、個々の違反の態様と程度に照らし、違反の程度が重大なものなどについては標識を設置するなど、適切な方法を選択する。

設置

標識の設置に際して、標識を設置する場所について権原を有している当該防火対象物の関係者や当該防火対象物のある場所の所有者、管理者、占有者が、受命者である当該防火対象物の関係者と異なる場合であっても、受命者と一定の関係が認められることから、標識の設置の受忍義務を負うと考えられる。この場合においても、標識を設置することで公示により周知されるべき第三者が得られる利益と、標識の設置により当該標識の設置場所について権原を有している者が被る損害を比較衡量したうえで、妥当な場所に設置されることが必要である。

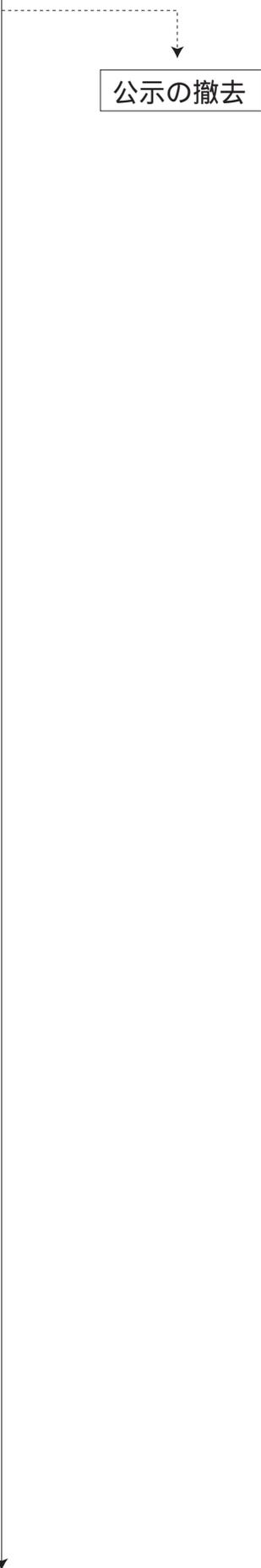
標識の設置の具体的方法

(記載事項例)

- ア 措置命令の内容
- イ 当該命令を発動した日付
- ウ 標識を設置した日付
- エ 防火対象物の所在地
- オ 受命者の氏名
- カ 管轄の消防長名(又は消防署長名)
- キ 標識を損壊した者は、公文書毀棄罪で罰せられる旨

(大きさ等)

大きさは、縦42cm×横29cmから縦72cm×横51cm程度とする。

処 理 手 順	処 理 事 項
 <p style="text-align: center;">公示の撤去</p>	<p>(6) 公示の撤去</p> <p>命令事項の履行によって命令の効力が消滅した場合、又は一部の違反事項が是正され、又は代替措置等が講じられたことにより、火災危険の程度と命令内容が均衡を欠き、当該命令の効力を継続させることが不適切となった場合（命令を解除する場合）に公示の撤去を行う。</p>

解 説 等

標識を損壊した場合等

設置された標識を損壊した者には、公文書毀棄罪が、暴行又は脅迫を加えて標識の設置を拒み又は妨げた者には公務執行妨害罪が適用されるので、行為者に対しては告訴・告発で対応する。

命令の効力の消滅

命令は、命令事項の履行又はその取消し、撤回、若しくは命令対象の消滅などの事由により、効力が消滅する。

命令を解除する場合

公報への掲載により公示を行った場合は、命令を解除する旨の文書を受命者に対して交付してもよい。

違反処理に伴い予測される争訟事案

消防機関側の権限不行使を理由とする損害賠償請求について

建物火災によって死傷者が発生し、当該建物に消防用設備等未設置や防火管理業務不適正などの消防法令違反若しくは防火区画未設置などの建築基準法違反が、存在若しくは併存しており、死傷者の発生と当該違反とに因果関係があるとされるときは、消防機関が使用停止命令等の行政処分を実施しなかったという不作為について、国家賠償法第1条第1項に基づく損害賠償請求訴訟が提起される可能性がある。この場合、火災発生の時点における火災予防上の知見の下において、消防法令の目的及び消防機関に付与された権限の性質等に照らし、その許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときは、当該権限の不行使は、裁判所によって国家賠償法第1条第1項の適用上違法と判断されることがあると思われる。

命令に瑕疵がある場合の行政争訟について

命令は、行政処分であるから、欠陥のある命令で受命者が命令に不服がある場合には、不服申立てや取消訴訟によって事前に（履行前に）その法的効果（命令によって受命者に課せられた義務）を否定することができる。

瑕疵ある命令は、欠陥の種類や程度により無効の命令と取り消すことができる命令とに区別される。

通説・判例は、行政処分の瑕疵が、重大かつ明白である場合にのみ無効になるとする「重大明白説」を採っている。（最判昭和34年9月22日民集13巻11号1426頁）

一般に、命令が無効又は取消しとなる原因としては、次のような事項が挙げられる。

ア 主体に関する瑕疵

命令権者の権限外の行為である場合。

イ 客体に関する瑕疵

履行義務者でない者を名あて人とした場合。

ウ 内容に関する瑕疵

- ・命令の内容が法律上又は事実上実現不可能な場合
- ・命令の内容が不明確であるため、受命者が当該命令を履行し得ない場合。

エ 形式に関する瑕疵

名あて人の氏名・名称、命令権者の記名押印など、命令に必要な一定の形式を欠く場合。

オ 手続きに関する瑕疵

命令を行う場合、その前提として聴聞、弁明等一定の手続きをとることが必要とされているのに、怠った場合。

したがって、以上のような瑕疵が生じないよう留意し、適切に対応する必要がある。

行政救済制度

消防機関の行う違反処理に伴う行政処分等に対する行政救済制度としては、相手方の被害を金銭で償う方法と行政作用そのものの効力を争っていく方法とに大きく分けられ、前者を国家補償、後者を行政上の争訟

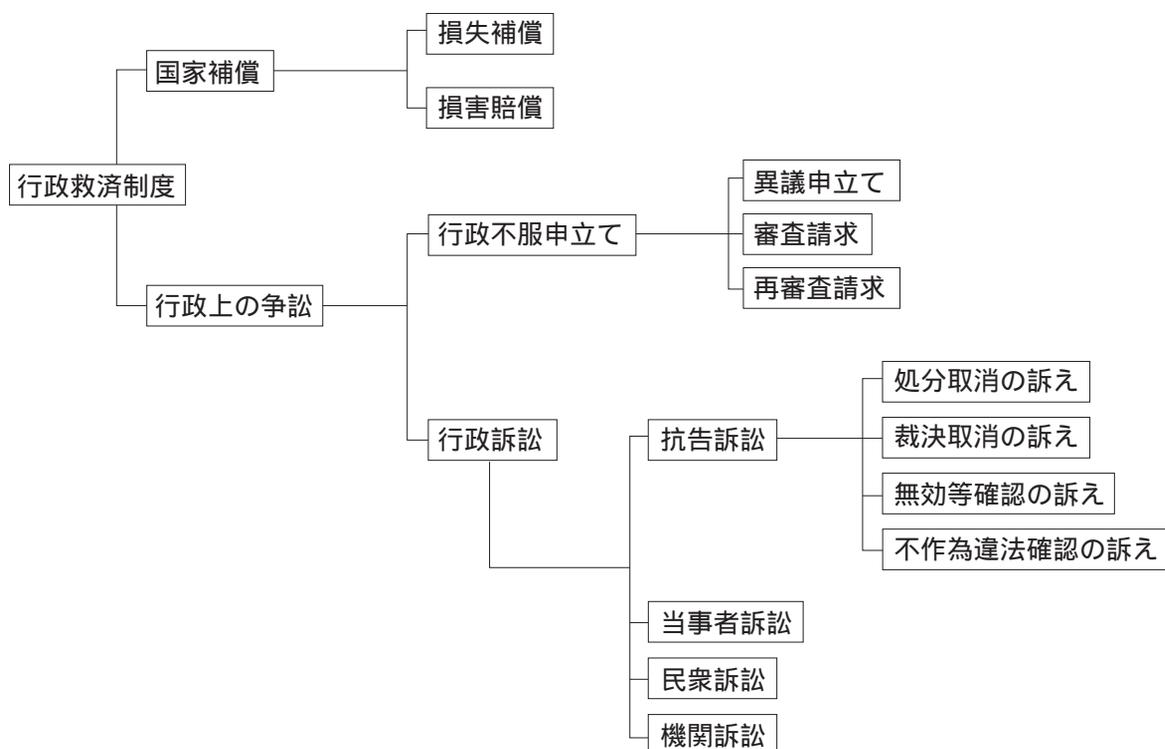
処 理 手 順	処 理 事 項
<pre> graph TD A[] --> B[履期限の到来] B --> C[確認調査] C --> D{是正の状況} D -- "(未是正)" --> E["(告発要件に該当する場合)"] D -- "(是正)" --> F[公示の撤去] E --> G["(代執行の要件に該当する場合)"] G --> H["(代執行へ) p52"] </pre>	<p>(7) 履期限の到来</p> <ul style="list-style-type: none"> 命令を行った後は、履期限まで静観することなく、受命者の是正意思の後退又は中断のないように終始一貫した追跡指導を行う。 履期限が到来したら、確認調査を実施する。 <p>(8) 確認調査</p> <p>是正状況の確認。</p>

解 説 等

という。

国家補償には、違法な行政作用によって生じた被害を償う損害賠償制度と適法な行政作用によって生じた被害を償う損失補償制度がある。

行政上の争訟は、行政機関に対して不服を申し立てる行政不服審査法による行政不服申立てと司法機関である裁判所に対して救済を求める行政事件訴訟による行政訴訟がある。



解 説 等

告発の意義

告発は、告訴権者（犯罪による被害者等）及び違反者（犯人）以外の第三者が、捜査機関（警察又は検察）に対し、違反事実（消防法令違反）を申告して、処罰を求める意思表示である。

告発の検討

刑事訴訟法第239条第2項は「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。」と規定し、公務員の告発義務について定めている。

ただし、この告発義務については、当該公務員の職務上正当と考えられる程度の裁量まで禁止するものではないとされる。

告発をもって措置すべきと認められる事案

命令違反を前提とする罰則規定に関する事案

- ・ 防火対象物使用停止命令違反（法第5条の2第1項違反）
- ・ スプリンクラー設備設置命令違反（法第17条の4違反）
- ・ 自動火災報知設置命令違反（法第17条の4違反）
- ・ その他命令違反の内容が重大なもの

規定違反行為者に対する直接の罰則規定に関する事案

- ・ 立入検査の拒否（法第4条第1項違反）の繰り返し
- ・ 防火対象物点検未実施未報告（法第8条の2の2第1項違反）の繰り返し
- ・ その他違反内容が悪質なもの

告発し罰則が確定等した事案

使用禁止命令違反（山梨）

新築された鉄骨造8階建て延べ面積1,664平方メートルの物品販売店舗で、消防法違反及び建築基準法違反により、昭和50年8月29日に法第5条第1項の規定に基づく使用禁止命令を行ったが、命令に従わず防火対象物の使用を開始したため、昭和50年9月1日に告発を行った。

・ 違反の内容

消防法第8条第1項（防火管理者未選任・消防計画未作成）及び法第17条第1項（自動火災報知設備、非常警報設備、避難器具、誘導灯、誘導標識及び連結送水管の全部未設置）

建築基準法第27条（主要構造部の構造不適）

建築基準法施行令第112条（防火区画未設置）、第121条（直通階段不足）、第126条の2（排煙設備の未設置）、第126条の4（非常用の照明装置の未設置）及び第126条の6（非常用の出入口の未設置）

・ 告発の結果

昭和50年12月26日判決 経営者：懲役6月執行猶予3年

消防用設備等設置命令違反（京都）

鉄筋コンクリート造地上9階地下1階塔屋3層延べ面積2,028平方メートルの飲食店で、塔屋3層を増築し、鉄筋コンクリート一部鉄骨造地上12階地下1階延べ面積2,091平方メートルとなったことで消防法違反となり、平成9年3月21日に法第17条の4の規定に基づく消防用設備等設置命令（履行期限：平成9年6月20日）を行ったが、命令に従わなかったため、平成9年11月7日告発を行った。

・ 違反の内容

法第17条第1項（スプリンクラー設備の全部未設置、屋内消火栓、自動火災報知設備、放送設備、誘導灯、連結送水管及び非常コンセント設備の一部未設置）

・ 告発の結果

平成11年2月5日略式命令 法人：罰金20万円、経営者：罰金20万円

処 理 手 順	処 理 事 項
<p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">告発のための違反調査</p> <p style="text-align: center;">↓</p>	<p>(2) <u>告発のための違反調査</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査内容 違反事実の特定 <ul style="list-style-type: none"> ア 違反者の氏名、本籍、住所、職業、生年月日（法人の場合は、商号、本店所在地、代表者の職名・住所・氏名） イ 違反発生日時 ウ 違反発生場所 エ 違反対象物の用途、規模、構造等 オ 違反内容

解 説 等

消防設備等設置維持命令違反（大阪）

鉄骨造一部木造地上7階建延べ面積523平方 m^2 の簡易宿泊所の消防法違反に対し、平成3年1月29日に法第17条の4の規定に基づく消防用設備等設置維持命令（履行期限：平成3年3月31日）を行ったが、命令に従わなかったため、平成3年5月22日に告発を行った。

・違反の内容

法第17条第1項（屋内消火栓設備、避難器具及び連結送水管の全部未設置・自動火災報知設備及び誘導灯の維持不適）

・告発の結果

平成3年10月21日略式命令 経営者：罰金20万円

消防用設備等設置維持命令及び防火管理者選任命令（奈良）

鉄骨造瓦葺一部陸屋根2階建て延べ1676平方 m^2 の複合用途防火対象物の消防法違反に対し、昭和63年11月11日に法第8条第3項の規定に基づく防火管理者選任命令及び法第17条の4の規定に基づく消防用設備等設置維持命令（履行期限：昭和63年12月15日）を行ったが、命令に従わなかったため、平成元年4月17日に告発を行った。

・違反の内容

法第8条第1項（防火管理者未選任） 法第17条第1項（屋内消火栓設備の全部未設置・消火器及び誘導灯の一部未設置・自動火災報知設備の維持管理不適）

・告発の結果

平成2年8月23日略式命令 経営者：罰金8万円

ここに掲げた事例は、比較的大規模な防火対象物についての告発事例であるが、小規模な防火対象物であっても重大な違反については、告発をもって措置すること。

告発のための違反調査

「4 違反調査の実施」の項目における違反調査は刑罰を科すことも前提として要領を示したもので、ここでいう違反については刑法総則の適用を考慮する必要がある。

刑法上、犯罪（違反）とは構成要件に該当する、違法、有責の行為であり、成立には、行為が構成要件に該当しているだけでなく、違法であること（違法性）と有責であること（有責性）が必要である。

なお、立入検査の際の違反指摘等は、構成要件に該当すれば足りると考えられる。

・構成要件

法条文には、犯罪（違反）を構成する要件である主体、行為、客体等が明確に記されており、これを構成要件という。

構成要件に該当すると、違法性と有責性の存在が推定され違反の成立が推定される。

違反調査においては、適用違反条項の構成要件を充足しているかの確認と、命令を発動する場合の当該命令条文の構成要件についても確認する。

・違法性

違法性とは、行為が法律上許されないものであることを意味する。

構成要件に該当する行為でも、その行為が正当行為（刑法第35条） 正当防衛（刑法第36条） 緊急避難（刑法第37条）等の違法性阻却事由に該当すれば、違法性が否定され犯罪は成立しない。

・有責性

有責性とは、構成要件に該当する違法な行為をしたことについてその行為者が非難を受けるに値することをいう。

構成要件に該当する違法な行為をしたとしても、その行為者が善悪を弁別する能力（責任能力）を持たない場合、有責性は否定若しくは軽減されることとなる。

心神喪失者、心神耗弱者（刑法第39条）

刑事未成年者（刑法第41条）

14歳未満の者をいい、この者の行為は罰せられない。

・故意・過失について

処 理 手 順	処 理 事 項
	<p>カ 適用法条（<u>両罰規定の適用の有無</u>）</p> <p>キ 指導経過</p> <p>ク 共犯者の有無</p> <p>ケ その他違反事実の特定に必要な事項</p> <p>違反の情状の認定</p> <p>ア 違反の目的、動機</p> <p>イ 繰り返し違反の状況</p> <p>ウ 違法性の認識</p> <p>エ 危険性の認識</p> <p>オ 災害の発生状況</p> <p>カ 業務経歴等</p> <p>キ その他違反の情状の認定に必要な事項</p> <p>社会、公共への影響</p> <p>・違反調査の方法</p> <p>違反者等からの違反事実にかかわる事情の聴取及び録取</p> <p>違反事案にかかわる実況見分及び写真撮影</p> <p>物証、書証の収集</p> <p>その他</p>

解 説 等

故意・過失は、構成要件、有責性両方の要素で、違反者の質問調書等の録取において明らかにすべき核心的要素である。

故意

故意とは、行為者が犯罪事実を認識することをいい、故意のない行為は罰することができない。

故意があるというためには、事実の認識のほかに、違法性の認識（意識）（法で禁止されていることの認識）を必要とするかについては学説、判例等により見解が分かれるところであるが、告発等においては、違法性の認識の立証を目指し、これができない場合でも、行為者が違反行為自体の危険性を認識していたことの立証に配慮する。

過失

過失とは、行為者の不注意（一般普通人としての）によって犯罪の事実の発生を認識しなかったことを意味する。

過失は、例外的に過失犯を処罰する規定のあった場合に限って罰せられる。（刑法第38条第1項ただし書き）

両罰規定の適用の有無

両罰規定を適用し、法人等事業主の監督責任を問う場合には、法人等の事業に関して違反行為が行われたことを供述等により特定する。

共犯者の有無

違反者が上司の指示によって違反行為を行ったなど、違反について複数の者が関与している場合、意思の連絡や行為の分担の内容によって共犯が成立するか確認する。

事情の聴取及び録取

・ 質問調書の作成

質問調書の作成

質問調書は、供述内容が命令執行上重要な証拠となると認めた場合、告発を行う場合、違反者を特定し、違反事実や情状等を明らかにする必要がある場合に、その裏付けとして作成する。

処 理 手 順	処 理 事 項																
↓	<p>消防法罰則規定一覧（防火対象物） 網掛けは、直罰規定（規定違反行為者に対する直接の罰則規定）</p> <table border="1" data-bbox="763 1413 1613 2277"> <thead> <tr> <th data-bbox="763 1413 923 1468">法条文</th> <th data-bbox="923 1413 1452 1468">処 罰 さ れ る 者</th> <th data-bbox="1452 1413 1613 1468">罰 則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="763 1468 923 1646">第39条の2の2</td> <td data-bbox="923 1468 1452 1646">防火対象物に対する措置命令（使用禁止・停止・制限等）違反【第5条の2第1項】に違反した者 1</td> <td data-bbox="1452 1468 1613 1646">3年以下の懲役又は300万円以下の罰金</td> </tr> <tr> <td data-bbox="763 1646 923 1824">第39条の3の2</td> <td data-bbox="923 1646 1452 1824">防火対象物に対する措置命令（改修・移転・除去等）【第5条第1項】に違反した者 1</td> <td data-bbox="1452 1646 1613 1824">2年以下の懲役又は200万円以下の罰金</td> </tr> <tr> <td data-bbox="763 1824 923 2099">第41条</td> <td data-bbox="923 1824 1452 2099"> ・ 防火対象物に対する措置命令【第5条の3第1項】に違反した者 3 ・ 防火管理業務適正執行命令【第8条第4項】に違反した者 3 ・ 消防用設備等の設置命令【第17条の4第1項】に違反した者 2 </td> <td data-bbox="1452 1824 1613 2099">1年以下の懲役又は100万円以下の罰金</td> </tr> <tr> <td data-bbox="763 2099 923 2277">第42条</td> <td data-bbox="923 2099 1452 2277">防火管理者選任命令【第8条第3項】に違反した者 3</td> <td data-bbox="1452 2099 1613 2277">6月以下の懲役又は50万円以下の罰金</td> </tr> </tbody> </table>		法条文	処 罰 さ れ る 者	罰 則	第39条の2の2	防火対象物に対する措置命令（使用禁止・停止・制限等）違反【第5条の2第1項】に違反した者 1	3年以下の懲役又は300万円以下の罰金	第39条の3の2	防火対象物に対する措置命令（改修・移転・除去等）【第5条第1項】に違反した者 1	2年以下の懲役又は200万円以下の罰金	第41条	・ 防火対象物に対する措置命令【第5条の3第1項】に違反した者 3 ・ 防火管理業務適正執行命令【第8条第4項】に違反した者 3 ・ 消防用設備等の設置命令【第17条の4第1項】に違反した者 2	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金	第42条	防火管理者選任命令【第8条第3項】に違反した者 3	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
法条文	処 罰 さ れ る 者	罰 則															
第39条の2の2	防火対象物に対する措置命令（使用禁止・停止・制限等）違反【第5条の2第1項】に違反した者 1	3年以下の懲役又は300万円以下の罰金															
第39条の3の2	防火対象物に対する措置命令（改修・移転・除去等）【第5条第1項】に違反した者 1	2年以下の懲役又は200万円以下の罰金															
第41条	・ 防火対象物に対する措置命令【第5条の3第1項】に違反した者 3 ・ 防火管理業務適正執行命令【第8条第4項】に違反した者 3 ・ 消防用設備等の設置命令【第17条の4第1項】に違反した者 2	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金															
第42条	防火管理者選任命令【第8条第3項】に違反した者 3	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金															

解 説 等

録取場所

- ア 原則として立入検査場所において実施する。(法第4条を根拠)
- イ 立入検査以外の場所においては、相手の任意の同意を得た場合において可能である。

質問事項

(違反者に対するもの)

- ア 被質問者の地位、職務内容、経歴等
- イ 違反の構成要件事実
 - (例) 法第17条の4 命令違反の場合
 - 法第17条第1項違反の事実、命令権者から命令を受けた事実、命令の内容、命令不履行の事実。
- ウ 違反に至った経過
- エ 違反事実の認識
- オ 違反に伴う危険性の認識
- カ 違反を是正しない理由
- キ 違反を行ったことについての反省
- ク その他必要と認める事項

(法人の関係者に対するもの(両罰規定適用の場合))

- ア 業務内容
- イ 関係者の地位及び職務内容
- ウ 業務内容と違反との関係
- エ 違反と監督責任
- オ その他必要と認める事項

(第三者に対するもの)

- ア 違反者との関係
- イ 違反の状況
- ウ 危険性の認識
- エ その他必要と認める事項

質問調書作成上の留意事項

- ア 質問調書は、被質問者の任意性や資料の信憑性を考慮し、原則として、手書きで作成する。
- イ 違反事実を把握するとともに、適用法令を確認し、違反が成立するにはどのような点を質問したらよいかあらかじめ質問すべき事項を検討しておく。
- ウ 任意性を高めるため、否定した事実も記載する。
- エ 不十分な答弁又は矛盾する答弁には、補完質問をして事実関係の特定に努める。
- オ 毎葉の契印、文字の訂正等については、実況見分調書と同様である。

調書内容の確認等

- ア 質問調書を作成した場合は、被質問者にその内容を閲覧させるか、又は読み聞かせ、誤りあるか否かを確認すること。
- イ 誤りがないことの申立があった場合には被質問者の署名、押印を求め、調書の末尾に「上記のとおり録取して読み聞かせたところ、誤りのないことを申し立て署名押印した。」旨記載し、さらに調書の作成年月日及び録取者並びに記録者の所属、階級、氏名を記載しておくこと。
- ウ 被質問者の署名、押印は、強制力がないので、被質問者がこれを拒否した場合は「上記のとおり録取して読み聞かせたところ、誤りのないことを申し出たが署名押印を拒否した。」旨記載しておくこと。

・留意事項

- 基本的人権の保障(憲法第11条)

処 理 手 順	処 理 事 項		
↓	第44条	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外の火災予防措置命令【第3条第1項】に違反した者 3 ・立入検査を拒否等した者【第4条】 ・資料提出命令、報告徴収命令【第4条】に違反した者 ・点検虚偽表示違反【第8条の2の2第3項】 3 ・特例認定の表示に係る虚偽表示をした者【第8条の2の3第8項において準用】 3 ・防災対象物品の表示違反【第8条の3第3項】 3 ・消防用設備等の検査受忍義務に違反した者【第17条の3の2】 ・防火管理者選解任届出義務に違反した者【第8条第2項】 ・圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱届出義務に違反した者【第9条の2第1項、第2項】 ・消防設備士の消防用設備等の着工届出義務に違反した者【第17条の14】 ・防火対象物点検報告義務に違反した者【第8条の2の2第1項】 3 ・消防用設備等設置届出義務に違反した者【第17条の3の2】 3 ・消防用設備等点検報告義務に違反した者【第17条の3の3】 3 ・消防用設備等の維持命令【第17条の4第1項】に違反した者 3 ・点検虚偽表示除去・消印命令【第8条の2の2第4項】に違反した者 ・特例認定虚偽表示除去・消印命令【第8条の2の3第8項において準用】に違反した者 	30万円以下の罰金又は拘留
	第45条	<p>法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。</p>	1号 1億円以下の罰金刑... 1 2号 3千万円以下の罰金刑... 2 3号 各本条の罰金刑... 3
	第46条の5	<p>特例認定を受けた防火対象物の管理について権原を有する者に変更があった場合の第8条の2の3による届出を怠った、当該変更前の権原を有する者</p>	5万円以下の過料

解 説 等

不利益な供述の強要の禁止、自白の証拠能力の制限（憲法第38条）

ア 何人も自己に不利益な供述を強要されない

イ 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く拘留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

ウ 何人も自己に不利益な唯一の証拠が自白である場合には、有罪とされ、又は、刑罰を科せられない。

エ 証拠裁判主義（刑訴法第317条＝事実の認定は、証拠による。）

オ 自由心証主義（刑訴法第318条＝証拠の証明力は、裁判官の自由な判断に委ねる。）

・ワープロ等を使用して質問調書を作成する場合は、その証拠能力及び証明力に疑義が生じないように次の事項に留意する。

録取者、記録者及び被質問者の署名は、必ず自署させること。

ワープロ等で対応できない文字は、空白にしたまま印字し、後で手書きし、正確な文字を記載すること。この場合、手書きした文字には、訂正印を押印したり、加入字の数を欄外に記載する必要はない。

質問調書を謄（抄）本化する場合は、必ず原本から作成すること。

ワープロ等の漢字変換機能を過信せず、作成後の点検を慎重に行い、誤字・当て字・脱字等を発見した場合は訂正すること。なお、被質問者に読み聞かせ、あるいは閲覧させている最中に誤字等を発見した場合は手書きで訂正すること。

作成した文書のデータは、個人で所有しているもの以外のフロッピーディスクに保存し、外部に流出しないように管理・保管を厳重に行うこと。

質問調書の作成（入力及び印字等）は、被質問者の面前で行い、印字した調書そのものにより録取内容を被質問者に読み聞かせ、又は、閲覧させること。

質問調書の編てつ及び毎葉の契印についても被質問者の面前で行うこと。

被質問者が内容の訂正を申し出た場合には、手書きにより所要の訂正を行うこと。

奥書は手書きで行うこと。

処 理 手 順	処 理 事 項
<p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">捜査機関との協議</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">告発書の作成</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">告発書の提出</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; margin: 20px auto; padding: 2px;">公判対応</div> <p style="text-align: center;">↓</p>	<p>(3) <u>捜査機関との協議</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・違反の立証内容などについて告発先と十分協議し、法的問題を検討しておく。 ・初動調査の着手段階から必要な協議を進めることが望ましい。 ・告発書の内容や添付書類（違反調査報告書、実況見分調書、質問調書等）の要否についてあらかじめ捜査機関と協議すること。 <p>(4) <u>告発書の作成</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・告発書に証拠資料（違反調査報告書、実況見分調書、質問調書等）を添付する。 <p>(5) <u>告発書の提出</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・告発は、違反地を管轄する<u>司法警察員</u>又は検察官に告発書を提出することにより行う。

解 説 等

捜査機関との協議

告発は、法的には司法警察員又は検察官に行うこととされている。

告発書の作成と証拠資料等の整備を完了した場合には、これら捜査機関に対し、告発書を提出することになる。

捜査機関との事前打ち合わせは、特に、犯罪事実の構成要件とこれに対応する証拠資料、情状にかかわる事項等を中心として行い、指摘があった場合には、これらを補完して後日、正式に告発書を提出するものとする。

司法警察員

司法警察員は、捜査の主宰者であり、司法巡査は司法警察員を補助して個々の捜査活動に従事する者である。刑事訴訟法上、司法警察員にあって、司法巡査にない権限の主なものは、逮捕された被疑者を釈放又は送致する権限、告訴、告発、自首の受理権限等である。

司法警察職員

警察庁及び都道府県警察の各警察官並びに特別の事項について司法警察職員として職務を行う特定の行政庁の職員などの総称である。司法警察職員は、官名でも職名でもなく、刑事訴訟法上の呼称である。司法警察職員は犯罪を捜査する権限を有する（刑事訴訟法第189条第2項）。捜査機関としての司法警察職員は、その職務権限上、横の関係において一般司法警察職員と特別司法警察職員に、縦の関係において司法警察員と司法巡査に分けられる。

・一般司法警察職員

警察庁及び都道府県警察の警察官を総称して、一般司法警察職員という。捜査について主要な役割を担うのがこの一般司法警察職員である。

一般司法警察職員の司法警察員及び司法巡査の範囲は、各公安委員会の定めるところによる（刑事訴訟法第189条第1項）が、大体、巡査部長以上の階級にある警察官が司法警察員、巡査の階級にある警察官が司法巡査とされ、特に必要があるときは巡査の階級にある警察官も司法警察員に指定されることがある。

・特別司法警察職員

一般司法警察職員以外の者で、特別の事項について司法警察職員として捜査の職務を行う特定の行政庁の職員を総称して特別司法警察職員という。

告発後の刑事手続き

捜査機関による被告発人の取調べ

捜査機関に告発後、通常捜査機関は被告発者の取調べ等必要な捜査を行うこととなるが、この過程において、捜査機関より消防法令違反の状況、危険性等について担当者が説明を求められることもある。消防法令に関する照会を受けた際には、速やかに回答するよう努めるほか、消防法令の技術的、専門的な事項に関する積極的な情報提供を行うなど適宜協力するものとする。なお、警察機関に告発した場合、警察機関は告発書に記載された犯罪事実について捜査を行い書類及び証拠物を検察官に送致又は送付することとなる。

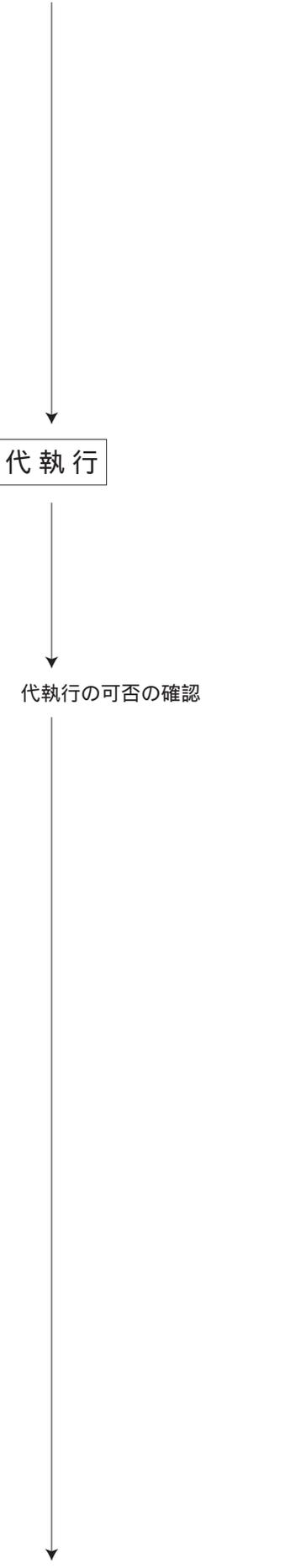
処分の決定

検察官による取調べが終了した場合は、起訴、不起訴のいずれかの処分決定を行い、処分を決定した場合は速やかにその旨を告発人に通知しなければならない。（刑訴法第260条）

検察官の行う起訴処分には、公判請求と略式起訴の2種類があり、不起訴処分には「起訴猶予」「罪とならず」「嫌疑なし」「嫌疑不十分」「その他」の区分がある。

処分の通知方法については、法令上の規定はないが、通常、処分通知書により通知される。

また、検察官は、告発のあった事件について不起訴処分を行ったときは、告発人の請求により速やかにその理由を告げなければならないことになっており（刑訴法第261条）告知の方法は、通常「不起訴処分理由告知書」により行われる。

処 理 手 順	処 理 事 項
<div style="text-align: center;">  <pre> graph TD Start(()) --> A[代執行] A --> B[代執行の可否の確認] B --> End(()) </pre> </div>	<p data-bbox="768 963 923 1004">9 <u>代執行</u></p> <p data-bbox="768 1243 1595 1319">(1) <u>代執行の可否の確認</u> 命令違反の内容等が、代執行の要件に該当するか否かを確認する。</p> <p data-bbox="799 1690 1613 1767">・ <u>法第3条第1項、法第5条第1項及び法第5条の3第1項命令違反の代執行要件</u></p> <p data-bbox="817 1775 1238 1808">次のいずれかの要件に該当するとき</p> <p data-bbox="817 1816 1108 1849">a 措置を履行しないとき</p> <p data-bbox="817 1857 1161 1890">b 履行しても十分でないとき</p> <p data-bbox="817 1898 1613 1975">c 措置の履行について期限が付されている場合にあっては履行しても当該期限までに完了する見込みがないとき</p> <p data-bbox="817 1983 1238 2016"><u>上記以外の命令違反等の代執行要件</u></p> <p data-bbox="794 2025 1479 2058">上記 の要件に加えて、次のすべての要件に該当するとき</p> <p data-bbox="817 2066 1534 2099">他の手段によってその履行を確保することが困難であること</p> <p data-bbox="817 2107 1613 2140">その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められること</p>

解 説 等

略式手続

略式手続とは、簡易裁判所が、公判前、検察官提出書類・証拠物のみで審判し、財産刑を科す手続である。争いのない少額の罰金刑事件には簡易な略式手続が合理的であり、かつ、被告人も非公開でかつ出頭の煩いのない手続を望むことから設けられた制度である。

なお、略式手続の要件は次のとおりである。

- ・簡易裁判所の管轄に関する事件であること
- ・50万円以下の罰金又は料金を科すのを相当とする事件であること
- ・略式手続によることにつき被疑者に異議がないこと

略式手続によらない場合、又は、略式命令を受けた者若しくは検察官がその告知を受けた日から14日以内に正式裁判の請求を行った場合は、通常の方法による正式裁判が行われる。

代執行

代執行とは、法令又は行政処分に基づく作為義務(何かをしなければならない義務)のうち、他人が代わって行うことのできる作為義務を義務者が履行しない或いは履行遅滞や見込みがないときに、不履行状態を放置することが著しく公益に反すると認められ、かつ他人が代わって履行する以外にその履行を実現することが困難である場合に、行政庁自ら又は第三者が義務者のなすべき行為を行い、これに要した費用を義務者から徴収することをいう。

行政庁が自ら行うとは、行政庁がその所属職員の手で行わしめるか、又は、所属職員に命じ、雇い入れられた人夫を非独立的な補助力として用い、それを指揮して行わしめることである。第三者が行うとは、独立の地位にある土建業者などと請負契約を締結して作業の完成を委託することである。

法第3条第1項、第5条第1項及び第5条の3第1項の命令

これらの命令に基づく代替的作為義務の例は次のとおり。

- ・屋外の駐車場に存置されたガソリン入りのポリタンクの除去命令(法第3条第1項第3号)
- ・防火対象物の避難階段踊り場部分に設置された物置の除去命令(法第5条第1項)
- ・防火対象物の避難階段に存置されたビールケース、ダンボール箱等の物件の除去命令(法第5条の3第1項)

上記以外の命令違反等の代執行要件

上記以外の命令又は法律に基づく代替的作為義務の例は次のとおり。

- ・虚偽の防火対象物点検済表示の除去命令(法第8条の2の2第4項)
- ・廊下・階段の避難障害となっている商品の整理命令(法第8条第4項)

処 理 手 順	処 理 事 項
<p>代執行の可否の検討</p> <p>↓</p> <p>代執行の主体</p> <p>↓</p>	<p>・</p> <p>(2) <u>代執行の可否の検討</u> 代執行要件に該当し代執行が可能となったら、法令違反の程度や代執行を行うべき緊急性等を総合的に判断し、代執行の可否を決定する。</p> <p>(3) <u>代執行の主体</u> 代執行権を有する者は、具体的事案について義務の履行を強制し得る権限、すなわち命令権を有する行政庁である。ただし、代執行権を有するのは消防長又は消防署長のみであるため、法第3条第4項、法第5条の3第5項に基づく代執行について、消防吏員は命令権を有する行政庁ではあるが、代執行権は有していない。</p>

解 説 等

代執行要件の相違点

行政代執行法第 2 条

法律により直接に命ぜられ、又は法律に基づき行政庁より命ぜられた行為について義務者がこれを履行しない。

要件を細分し明確化

法第 3 条第 4 項、第 5 条第 2 項及び第 5 条の 3 第 5 項（注 2）

- a その措置を履行しないとき。
- b 履行しても十分でないとき。
- c その措置の履行について期限が付されている場合にあっては、履行しても当該期限までに完了する見込みがないとき。

他の手段（注 1）によってその履行を確保することが困難である。

注 2

法第 3 条等の措置命令は、火災予防上の具体的又は現実的な危険が発動要件であるため、その不履行と訂正することが著しく公益に反すると認められること、及び他の行政指導等の手段が尽くされた後に発せられるものであることから、の要件を判断することなく代執行できるものである。

注 1 「他の手段」とは、自主的履行の勧告などの行政指導及び説得等である。

その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められる。

教示

代執行の戒告、代執行令書による通知及び代執行費用納付命令は行政庁の処分であるから、行政不服審査法に定める審査請求の対象となる。

したがって、戒告書には、審査請求ができる旨並びに審査請求をすべき行政庁名及び審査請求期間を教示しなければならない。

なお、審査請求期間は、戒告等の処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内である。

代執行の要否

代執行要件に該当すれば代執行の実行は可能であるが、改めて代執行の要否を検討するのは、代執行はあくまでも行政強制として行われる最終的な措置であるためである。

（参考）

代執行要件該当後、法令違反の程度や代執行を行うべき緊急性等を総合的に判断した例（東京都内）

（事案の概要）

建築基準法違反の木造 2 階建ての共同住宅（延べ面積約314平方[㍍]）を新築した。

（違反内容）

建築基準法第 6 条第 1 項及び第 5 項（無確認建築）、第43条（接道の長さ不足）、第53条（建ぺい率超過）、第58条（高さ制限超過）

処 理 手 順	処 理 事 項
<p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">事前準備</p>	<p>(4) 事前準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織体制をつくること。 ・ 代執行に伴う作業、警戒、経費等の計画を樹立し、タイムスケジュール等の企画調整を行うこと。 ・ 関係行政機関・マスコミへの情報提供を行うこと。 ・ 行政不服審査又は行政事件訴訟の提起に対する対応策の検討をすること。 ・ 命令違反に対する告発の検討をすること。
<p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">戒告</p>	<p>(5) 戒告（行政代執行法第3条）</p> <p>相当の履行期限を定め、その期限までに履行されないときは代執行を行う旨通知する。</p> <p>なお、文書によらない戒告は、要件を欠くものとして無効である。</p>
<p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">通知事項</p>	<p>(6) 通知事項（行政代執行法第3条）</p> <p>「代執行令書」により、代執行を行う日時、代執行のために派遣する執行責任者の氏名、代執行のための費用の概算見積額を義務者に通知する。</p>
<p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">代執行の実行</p>	<p>(7) 代執行の実行（行政代執行法第4条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 執行責任者の指揮により、代執行を実行する。 ・ 執行責任者は、代執行権者が発行する「代執行執行責任者証」を携帯する。 ・ 捜査機関への告発後代執行により消防法令違反が是正された場合は、速やかに当該捜査機関に連絡すること。
<p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">改修完了</div>	
<p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">費用徴収</p>	<p>(8) 費用徴収（行政代執行法第5条、第6条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「代執行費用納付命令書」により、<u>実際に要した費用の額及びその納付期日</u>を定め、義務者に納付を命ずる。 ・ 義務者が費用を納付しないときは、国税滞納処分の例（差押え）によりこれを徴収する。

解 説 等

(命令違反の経過)

・ 工事施工停止命令

当該建築基準法違反の共同住宅を施工したため、建築基準法第 9 条第10項に基づき命令

・ 使用禁止命令

命令に従わず工事を完了させ、入居を始めたため、建築基準法第 9 条第 7 項に基づき命令

・ 是正措置命令

命令に従わず建築物の使用を継続したため、建築物の全部を除却するよう建築主に建築基準法第 9 条第 1 項に基づき命令

(代執行要件の可否)

建築主が履行期限までに命令内容を履行しなかった。

参考 建築基準法第 9 条第12項

特定行政庁は、第 1 項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者が措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

(代執行の要否)

次の理由により、営利のみを追求した極めて危険かつ悪質な本建築物を見逃すことはできないと判断し、代執行の実効を決定した。

建築主の態度から見て、今後も改善が期待できない。

近隣環境に対し悪影響を及ぼす。

入居者の安全が保障されない。

建築主は建築業を営んでおり、再び悪質な違反建築物が現出しかねない。

非常の場合又は危険切迫の場合、戒告及び代執行令書による通知をする暇がない時は、その手続を経ないで代執行することができる。

代執行の実行

行政庁は自ら義務者のなすべき行為をなし、(行政庁の所属職員の手で行わしめるか、又は、所属職員に命じ、雇い入れられた作業員を、指揮して行わしめる。) 又は、第三者をしてこれを行わしめる (土建業者などと請負契約を締結してそれに行わしめる。) 。

いずれの場合においても、執行責任者は、代執行の事実行為についての責任者として、作業の実施にあたる者に対して必要な指示を行い、執行責任者証を携帯し、相手方や関係人の要求があるときはこれを呈示しなければならない。

なお、執行責任者は、突発の事故に備えて複数選任することが望ましい。

実際に要した費用

実際に要した費用というのは、作業員の賃金、請負人に対する報酬、資材費、第三者に支払うべき補償費をいい、代執行に伴う物件の除去及び保管に要した費用はこれに含まれない。

なお、代執行によって生じた解体材や搬出動産等については、代執行実施作業の開始前又は終了後に、所有者に引き取るべき旨を通知し、かつ、所有者の占有、管理できる状態におけば、行政庁は、原則としてその保管義務を免れるものと解すべきであろうとされている。

処 理 手 順	処 理 事 項
<div data-bbox="340 524 556 592" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">過料事件の覚知</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div data-bbox="340 927 556 996" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">過料事件の通知</div>	<p data-bbox="765 460 1051 496">10 過料事件の通知</p> <p data-bbox="765 529 1613 606">(法第8条の2の3第5項違反「特例認定防火対象物における管理権原者の変更届出違反」)</p> <ul data-bbox="799 614 1238 688" style="list-style-type: none"> ・立入検査等における過料事件の覚知 ・過料事件の通知 <p data-bbox="819 954 1277 990">過料事件を管轄地方裁判所に通知する。</p> <p data-bbox="819 1339 1412 1374">通知の際には、違反事実を証する資料を添付する。</p>

解 説 等

過料

金銭罰の一種であり、刑罰である罰金及び科料と区別して科せられる。その性質から、秩序罰としての過料、執行罰としての過料、懲戒罰としての過料に大別されるが、消防法第46条の2から第46条の5までに規定する過料は、秩序罰としての過料にあたる。

過料は刑罰ではないから、故意・過失の有無などの刑法総則の適用はなく、また、科刑手続について、告発などの、刑事訴訟法の適用もない。一般手続として非訟事件手続法の定めがある(非訟事件手続法第206条～第208条の2)。

管轄地方裁判所

過料に処せられるべき者の住所地の地方裁判所である(非訟事件手続法第206条)。

通知

通知は、郵送により行うものとする。消防機関の通知により裁判所のその職権の発動(過料の裁判の実施)を促すためのものである。

なお、通知に関しては、告発(刑事訴訟法第239条第2項)のような義務はない。

違反事実を証する資料の添付

添付すべき資料は次のものである。

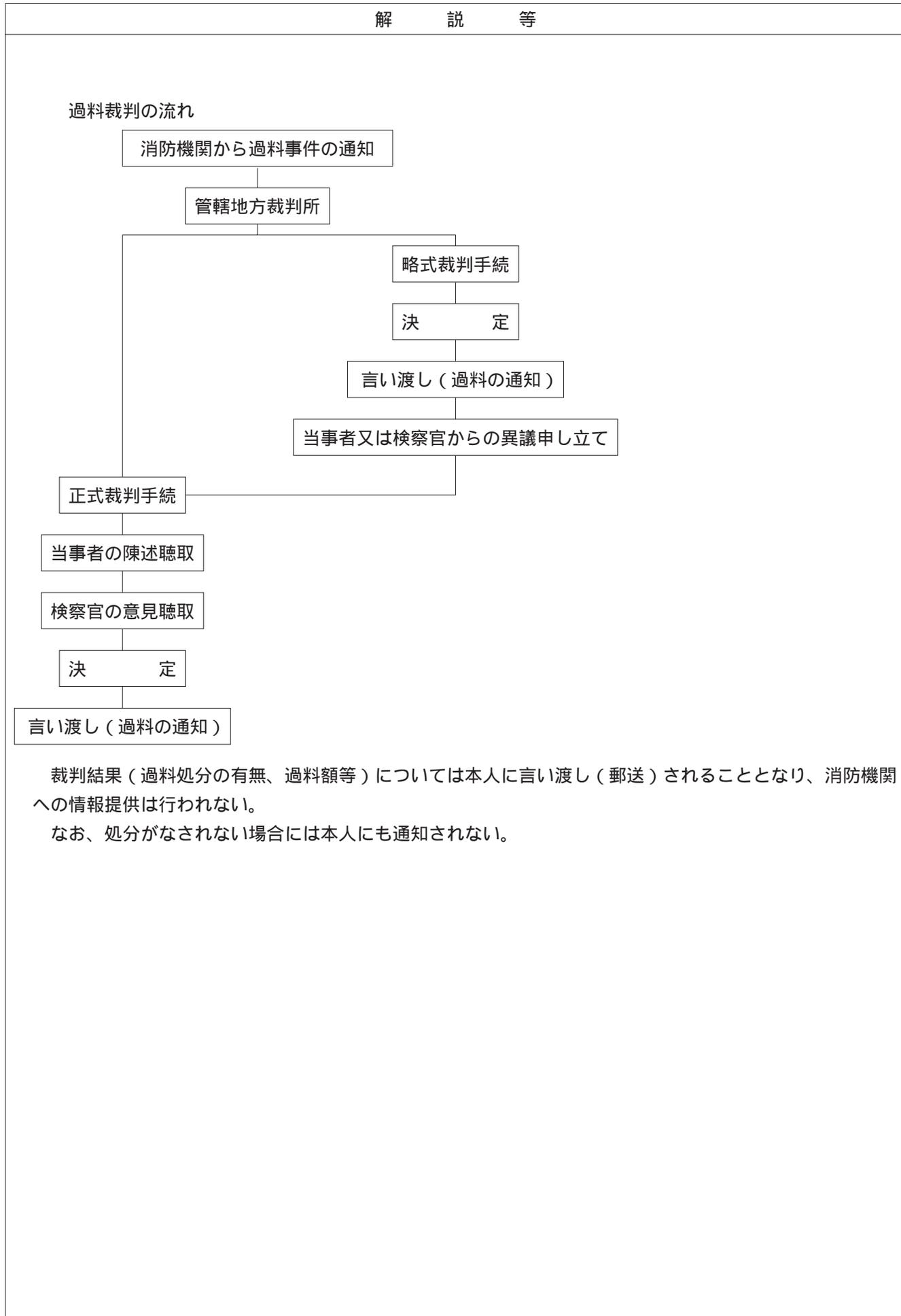
特例認定防火対象物の管理権原者であったことを証する資料...(例)特例認定申請書・同認定通知

特例認定防火対象物の管理権原者に変更があったことを証する資料...賃貸借契約書、譲渡証明書

過料に処せられるべき者の住所地を証する資料...住民票、商業登記簿抄本

処 理 手 順	処 理 事 項

解 説 等



第2 違反処理基準

違反処理基準は、違反処理を厳正公平に実施するために、違反者等に対する警告、命令、認定の取消しへの移行基準及び履行期限の判断を具体的事例を挙げて示したものである。なお、適用要件への該当性や履行期限の設定等については、下記を参考にしつつ、具体的な事例に応じ適切に判断する。

	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置
屋外における火災予防に危険な行為等	次の行為又は物件で火災の予防に危険であると認めるもの又は消火、避難その他の消防の活動に支障になると認めるもの	1 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具（物件に限る。）又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具（物件に限る。）の使用その他これらに類する行為	禁止、停止若しくは制限又は消火の準備（法第3条）			
		2 残火、取灰又は火の粉	残火、取灰又は火粉の始末（法第3条）			
		3 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件	物件の除去その他の処理（法第3条）			
		4 放置され、若しくはみだりに存置された物件	物件の整理又は除去（法第3条）			

事例 / 履行期限等
<p>【事例】 (行為の禁止、危険物の除去) 火花を発生する行為を、可燃性蒸気(ペーパー)が発生又は滞留している場所(塗装工場、自動車修理工場、ゴム工場等の屋外、新築工事中の建物の敷地内等)で行っているもの</p> <p>(禁止、消火の準備) 工事現場などで、不燃シート等で建築物の木(造)部分を養生せずに火花を発生する行為を行っているもの</p> <p>(たき火の禁止) たき火の炎が、木造家屋の壁体等に接し、その部分が炭化しているもの</p> <p>注 たき火の禁止を命じる「炭化」の判断について ア炭化部分の剥離、灰化し始めた状態 イ継続的なたき火による炭化</p> <p>(行為の禁止、消火の準備) 危険物又は可燃物の付近で花火をしているもの</p> <p>【履行期限】 原則、即時</p>
<p>【事例】 (残火の始末) 神社の境内において実施したどんど焼き後、後始末が不完全のまま行為者がその場を離れたもの</p> <p>【履行期限】 原則、直ちに残火、取灰又は火粉の始末をすることを命じる。</p>
<p>【事例】 (危険物の除去) 屋外において、オートバイ(廃車)のタンクからガソリンが漏れペーパーが発生しているもの</p> <p>(物件の除去) 焼却炉に接して可燃物が大量に放置されているもの</p> <p>【履行期限】 原則、即時</p>
<p>【事例】 (物件の除去、整理) 避難器具が設置されている建物において、避難空地から道路等に通ずる避難通路が通行不能となる物件が存置されている場合 敷地内の店舗出入口前に置かれた避難上通行不能となる大量の物品の放置</p> <p>【履行期限】 原則、即時</p>

	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置
防火対象物における火災予防に危険な行為等（その1）	防火対象物の位置、構造、設備又は管理について次の状況が認められるもの					
	1 火災の予防に危険であると認める場合	警告	警告事項不履行のもの	改修、移転、除去、工事の停止又は中止その他の必要な措置命令（法第5条）	二次措置が不履行で、かつ、の適用要件に該当する場合	の一次措置による（法第5条の2）
	2 消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合	警告	警告事項不履行のもの	改修、移転、除去、その他の必要な措置命令（法第5条）	二次措置が不履行で、かつ、の適用要件に該当する場合	の一次措置による（法第5条の2）
	3 火災が発生したならば人命に危険であると認める場合	警告	警告事項不履行のもの	改修、移転、除去、その他の必要な措置命令（法第5条）	二次措置が不履行で、かつ、の適用要件に該当する場合	の一次措置による（法第5条の2）
4 その他火災予防上必要があると認める場合	警告	警告事項不履行のもの	改修、移転、除去その他の必要な措置命令（法第5条）	二次措置が不履行で、かつ、の適用要件に該当する場合	の一次措置による（法第5条の2）	

事例 / 履行期限等

【事例】

(改修命令)

厨房設備等の燃料配管に老化、劣化又は接続部のゆるみがあり、燃料漏れのおそれがあるもの
 変電室等を区画している壁、柱、床又は天井が可燃材で造られているもの
 配分電盤の開閉器、配線用遮断器、電線、機器等の絶縁不良、漏電又は異常過熱等があるもの
 ネオン管灯設備の高電圧部分が漏電しており、周囲の可燃材に着火危険のあるもの
 厨房設備の排気用ダクトに自動消火装置の設置義務があるが、設置されておらず、かつ、油が滴り落ちているもの

(工事の停止又は中止命令)

塗装工事中(シンナー使用)において溶接作業を行っているもので、法第5条の3に基づく吏員の措置命令に従わないもの

【履行期限】

- ・改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。
- ・工事の停止又は中止は、直ちに行うことを命じる。

【事例】

防火設備が設置されていないもの又は構造不適若しくは機能不良となっているもの

ア 縦穴区画に設けられた防火戸、防火シャッター若しくは防火ダンパー等が撤去され又は全く機能を失っているもの

イ 機能不良(自火報連動防火戸の連動不良、ドアチェックの取り外し)

ウ 鉄製の防火戸を木製等の扉に変更しているもの

エ 防火戸をボルト等で固定し閉鎖できないもの

縦穴区画の壁が撤去され若しくは破損しているもの

配管貫通部等の埋め戻しが不完全なもの

避難施設が設置されていないもの又は構造不適若しくは機能不良となっているもので、避難に重大な支障をきたしているもの

ア 階段の出入口の防火シャッターが破損変形等により機能不良となっているもの

イ 階段室等を他目的に使用するため、改装、その他構造等を変更して構造不適となったもの

ウ 階段の改変、破損又は腐食により構造耐力が保持されていないもの

エ 階段部分に扉等を設置し施錠することにより当該階段が通行不能となっているもの

オ 階段、出入口、廊下、通路等の避難上障害となる工作物が設置されているもの

注1 改修を伴わない管理についての措置を命じるものは、「防火管理関係違反」で処理する。

注2 令別表第1(六)項に掲げる防火対象物等、使用停止命令によっては当該対象物の入院患者等に多大な負担を強いるおそれのあるものは、法第5条の除去命令が不履行の場合、使用停止命令でなく代執行を行う。

【履行期限】

改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。

【事例】

防災性能を有する防災対象物品を使用していないもので、火災が発生した場合延焼拡大のおそれがあるもの
 ただし、次に示すものについて適用除外とする。

ア スプリンクラー設備により有効に警戒されているもの

イ 内装、区画等から判断して延焼拡大危険が少ないと認められるもの

【履行期限】

改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。

	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置
防火対象物における火災予防に危険な行為等（その2）	1 法第5条等の規定により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず、その措置が履行されず、履行されても十分でなく、又はその措置の履行について期限が付されている場合にあっては、履行されても当該期限までに完了する見込みがないため、引き続き、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防活動に支障になると認める場合又は火災が発生したならば人命に危険であると認める場合	使用停止命令等（法第5条の2・第1項第1号）				
		使用停止命令等（法第5条の2・第1項第2号）				
	2 法第5条等の規定による命令によっては、火災の予防の危険、消火、避難その他の消防の活動の支障又は火災が発生した場合における人命の危険を除去することができないと認める場合	警告	警告事項不履行のもの	使用停止命令等（法第5条の2・第1項第2号）		

事例 / 履行期限等

【適用要件の意義】

事例については、法第5条第1項、第5条の3第1項、第8条第3項、第8条第4項、第8条の2第3項、第17条の4第1項の規定の事例欄によるが、これらの規定に基づいて必要な措置が命じられたにもかかわらず、次のa～cの場合で営業活動を継続、火気使用器具等の使用又は工事を継続している場合など火災予防危険、人命危険等が引き続き存する場合に措置する。

a 履行されない

避難障害となる物件の除去を命じたが、何も措置をしていないもの

b 履行が十分でない

複数の設備の改修命令に対して履行期限内に全ての設備についての改修が完了していないもの

c 履行期限までに完了していない

改修工事、消防用設備の設置工事の工事発注が完了しているが、未だ工事に着手しておらず、履行期限までに工事が完了する見込みがないもの

【履行期限】

原則、即時

【事例】

火気使用設備の使用に際して壁体等に炭化が広範囲に発生しており、その出火危険が著しく高いもの（炭化の判断は、木材等の可燃物であれば火、熱により変色しているもの）

小規模雑居ビルで、次のアからウのいずれかに該当するもの

ア 階段内にビニール、プラスチック系の可燃物が大量にあり、上階の防火戸が撤去され、かつ、避難器具が設置されていないもの

イ 火気使用場所の存する階の防火戸が撤去され、かつ、当該階より上階で複数の無窓階の防火戸が撤去されているもの

ウ 利用者がエレベーターのみで移動する建物で、階段が重量物で塞がれ、かつ、避難器具等が設置されていないもの

【履行期限】

原則、即時

【事例】

次に掲げるいずれかの違反又は事実が併存していて消防活動の支障又は人命の危険が大きいもの

ア 防火管理業務が適正に行われていないと認められるもの

- ・ 厨房設備の燃料配管等に老化、劣化又は接続部のゆるみがあり、燃料もれのおそれがあるもの

- ・ 排熱筒が木部に接近しており、継続使用すれば火災が発生するおそれがあるもの

- ・ 配分電盤の開閉器、配線用遮断器、電線、機器等の絶縁不良、漏電又は異常過熱等があるもの

- ・ 劇場・百貨店等において、催し物、大売り出し等により混雑が予想されるとき、避難誘導等に対応する係員が適正配置されていないもの

- ・ 定員を著しく超過しているにもかかわらず入場制限等の必要な措置を行っていないもの

（入場者の滞留により、避難通路から出入口に容易に到達できない場合等）

イ 防火対象物全般に設置義務のあるスプリンクラー設備（スプリンクラー設備の設置義務がないものは設置義務のある屋内消火栓設備及び自動火災報知設備）が大部分に設置されていないもの又はその機能を失っているもの

ウ 防火区画若しくは避難施設が設置されていないもの又はこれらのものが過半にわたり構造不適若しくは機能不良となっているもの

【履行期限】

原則、即時

注1 「機能を失っているもの」とは、機能不良の程度が著しく、ほとんど未設置と同様の状態にあるものをいう。

注2 「過半にわたり」とは、階ごとの過半又は防火対象物全体での過半をいう。

注3 火気使用設備自体の火災危険により、使用停止命令の措置を行う場合は、火災発生危険を考慮して、当該設備のみを使用停止の対象とする。

	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置
防火対象物における火災予防に危険な行為等（その3）	次の行為又は物件で火災の予防に危険であると認めると認めるもの又は消火、避難その他の消防の活動に支障となると認めるもの 1 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具（物件に限る。）又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具（物件に限る。）の使用その他これらに類する行為	禁止、停止若しくは制限又は消火の準備（法第5条の3）	一次措置が不履行で、かつ、の適用要件に該当する場合	の一次措置による（法第5条の2）		
	2 残火、取灰又は火粉	残火、取灰又は火粉の始末（法第5条の3）	一次措置が不履行で、かつ、の適用要件に該当する場合	の一次措置による（法第5条の2）		
	3 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件	物件の除去その他の処理（法第5条の3）	一次措置が不履行で、かつ、の適用要件に該当する場合	の一次措置による（法第5条の2）		
	4 放置され、若しくはみだりに存置された物件（上記3の物件を除く）	物件の整理又は除去（法第5条の3）	一次措置が不履行で、かつ、の適用要件に該当する場合	の一次措置による（法第5条の2）		

事例 / 履行期限等
<p>【事例】 (行為の禁止) 防火対象物の塗装中(シンナー使用)において喫煙行為をしているもの</p> <p>(物件の使用禁止) 可燃性ガスが滞留する場所でガスコンロ等を使用しているもの</p> <p>(行為の禁止) 修繕工事を行うため、少量危険物取扱所等において、火花を発生する機器を用いているもの</p> <p>(物件の使用停止) ○ガスコンロの炎が壁体に接し、その部分が炭化しているもの</p> <p>【履行期限】 原則、即時</p>
<p>【事例】 (残火の始末) 炭火焼きを行う飲食店で、赤熱部が露出した炭を可燃物の直近に放置しているもの</p> <p>【履行期限】 原則、即時</p>
<p>【事例】 (物件の除去) 階段室、廊下、通路等避難施設内を倉庫又はクローゼット代わりに使用し、下記の物件のいずれかが存置されているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガソリン、シンナー、火薬類等の危険物品 ・大量な化繊の衣装 ・ボンベが装填された状態で大量の携帯コンロ又は大量のボンベ本体 ・古新聞、ダンボール、ビールケース等の大量の可燃物 <p>使用中の火気使用設備の上方の棚にボンベが装填された状態の携帯コンロが存置されているもの</p> <p>注 事例に該当しないが繰り返し違反等悪質性があるものは、「防火管理関係違反」において処理する。</p> <p>【履行期限】 原則、即時</p>
<p>【事例】 (物件の整理、除去) 物件が存置されていることにより、一人でさえ通行することが困難なもの</p> <p>注 事例に該当しないが繰り返し違反等悪質性があるものは、「防火管理関係違反」において処理する。</p> <p>【履行期限】 原則、即時</p>

	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置
防火管理関係違反（法第八条第一項違反及び法第十七条の三の三違反）	1 防火管理者未選任	警告	警告事項不履行のもの	選任命令（法第8条第3項）	二次措置が不履行で、かつ、の適用要件に該当する場合	の一次措置による（法第5条の2）
	2 防火管理業務不適正					
	消防計画未作成	警告	警告事項不履行のもの	作成命令（法第8条第4項）	二次措置が不履行で、かつ、の適用要件に該当する場合	の一次措置による（法第5条の2）
	消防計画が不適正なもの	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第8条第4項）	二次措置が不履行で、かつ、の適用要件に該当する場合	の一次措置による（法第5条の2）
	消火、通報及び避難訓練未実施	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第8条第4項）	二次措置が不履行で、かつ、の適用要件に該当する場合	の一次措置による（法第5条の2）
	消防用設備等の点検、整備未実施等	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第8条第4項）	二次措置が不履行で、かつ、の適用要件に該当する場合	の一次措置による（法第5条の2）

事例 / 履行期限等
<p>注 防火管理者として届出されていないが、選任され実質的に防火管理業務が行われていることが明らかな場合は、違反処理の対象外とすることができる。</p> <p>【履行期限】 2週間から1ヶ月程度を目安とするが、防火管理者講習を考慮しなければならない場合は、直近の講習日を考慮した期限とする。</p>
<p>【履行期限】 (防火管理者未選任と併存する場合には、防火管理者未選任の履行期限に2週間を加えた期間以内とする。)</p>
<p>【事例】 自衛消防隊の編成等計画の内容が実態と著しく異なるもの</p> <p>【履行期限】 (防火管理者未選任と併存する場合には、防火管理者未選任の履行期限に1週間を加えた期間以内とする。)</p>
<p>【事例】 消火・避難訓練を1年以上実施していないもの</p> <p>【履行期限】 1ヶ月以内(規模、用途に応じて設定する。)</p>
<p>【事例】 法第17条の3の3に基づく消防用設備等の点検が未実施のもの。</p> <p>注1 点検により重大な機能不良箇所が指摘され、報告時までには是正されていない場合は、「消防用設備等に関する基準違反」により処理する。</p> <p>注2 自動火災報知設備、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は2種類以上の設備の点検未実施がある場合は、二次措置を行う。</p> <p>注3 ベル停止、電源遮断、操作障害等の維持管理が不適正なもので、違反を指摘したにもかかわらず関係者が即是正の意思を示さないものは一次措置し、繰り返し行うものなど悪質なものは第二次措置の防火管理業務適正執行命令の適用要件とする。</p> <p>【履行期限】 ・点検未実施については、1ヶ月以内 ・整備未実施については、整備内容により期限を設定する。</p>

防火管理関係違反（法第八条第一項違反及び法第十七条の三の三違反）	2 防火管理業務不適正	火気の使用又は取扱いに関する監督不適正	火気使用器具、電気器具等の管理	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第8条第4項）	二次措置が不履行で、かつ、の適用要件に該当する場合	の一次措置による（法第5条の2）
		火気の使用又は取扱いに関する監督不適正	指定場所における喫煙等の制限	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第8条第4項）	二次措置が不履行で、かつ、の適用要件に該当する場合	の一次措置による（法第5条の2）
		避難又は防火上必要な構造及び設備の管理不適正		警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第8条第4項）	二次措置が不履行で、かつ、の適用要件に該当する場合	の一次措置による（法第5条の2）
		劇場等の定員管理不適正		警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第8条第4項）	二次措置が不履行で、かつ、の適用要件に該当する場合	の一次措置による（法第5条の2）

<p>【事例】 火気使用器具等の周囲の可燃材からの距離が基準値未満のもの 天蓋に設けられているグリスフィルターから油が滴り落ちているもの 注 消防法令違反の有無を問わず、適法な防火対象物に対しても、可燃材の炭化等が認められる場合は、（法第5条の2）の措置による。</p> <p>【履行期限】 1ヶ月以内</p>
<p>【事例】 劇場等その他消防長（消防署長）が指定する場所で、解除承認を受けずに、又は解除承認後に承認内容に違反して裸火等の使用、若しくは危険物品の持込みを行っているもの 注 使用禁止命令を行う場合は、解除承認を撤回してから措置する。</p> <p>【履行期限】 原則、即時</p>
<p>【事例】 防火設備、避難施設の維持管理に係る基準違反に該当するもの 竪穴区画に設けられた防火戸、防火シャッターに何らかの処置（くさび等）をし閉鎖できなくしているもの 階段、出入口、廊下、通路に物件が存置されているもの 出入口の内外に近接して椅子、テーブル等の物件が存置されているもの 注 火災の予防に危険又は避難障害となっているもので、改修を要するものは、「防火対象物における火災予防危険行為（その1）」により処理する。</p> <p>【履行期限】 2週間以内</p>
<p>【事例】 劇場、百貨店等において、定員を超えて入場させ入場制限等の必要な措置をとっていないもの。又は、可動椅子により興業等を行う場合において避難通路が有効に確保されていないもの。なお、発災時における初動措置を行い得る体制をとっていないもので他に違反が存する場合は、「防火対象物における火災予防危険行為等（その2）」により処理する。</p> <p>【履行期限】 原則、即時</p>

	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置
未決定 共同防火管理協議事項 (法第八条の二)	共同防火管理協議事項未決定	警告	警告事項不履行のもの	決定命令 (法第八条の2第3項)	二次措置が不履行で、かつ、この適用要件に該当する場合	この一次措置 (法第五条の2)
定期点検報告 (法第八条の二の二及び法第八条の二の三)	定期点検報告未実施での表示又は紛らわしい表示をしたもの	表示の除去又は消印を付すことの命令(法第八条の2の2第4項)				
	1 偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したもの	法第八条の2の3第1項による認定の取り消し(法第八条の2の3第6項)				
	2 法第五条第1項、第五条の2第1項、第五条の3第1項、第八条第3項若しくは第4項又は第17条の4第1項の規定の命令がされたもの					
3 法第八条の2の3第1項第3号に該当しなくなったもの						

事例 / 履行期限等

注 令別表第1(五)項口が過半のもので、防火管理業務が適正に行われているものを除く。

【履行期限】

防火対象物における各権原ごとの防火管理者の選任、消防計画の作成指導を踏まえて期限を設定する。

【事例】

点検基準に適合せずに適合する旨の表示をしているもの

【履行期限】

原則、即時

【適用要件の意義】

形式的に適用要件に該当すれば、直ちに処理する。

【履行期限】

なし

	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置
消防用設備等に関する基準違反（法第十七条第一項）	消防用設備等が未設置又は維持管理が不適正のもの	警告	警告事項不履行のもの	設置命令、改修命令又は維持命令（法第17条の4）	二次措置が不履行で、かつ、の適用要件に該当する場合	の一次措置による（法第5条の2）

事例 / 履行期限等

【措置対象】

技術基準に従って設置されていないと認めるもの

- ア 全体に未設置
- イ 一部未設置のうち、階又は対象物の過半にわたるもの

技術基準に従って維持されていないと認めるもの

- ア 自動火災報知設備の受信機が作動しないもの
- イ 自動火災報知設備の感知器回路の断線等により防火対象物又は部分の全体にわたり火災感知が不能の場合
- ウ 一の階のすべての避難器具が使用不能の場合
- エ 非常電源が設置されていないもの

注1 ベル停止、電源遮断等改修を伴わない維持管理違反については、二次措置として法第8条第4項による防火管理業務適正執行命令を発する。

注2 法第17条第2項の基準に違反し消防用設備等が設置・維持されていない場合も措置命令の対象となる。

【履行期限】

工事内容に応じて設定する。なお、工事日数については次を参考にする。

- 1 自動火災報知設備の設置工事における着工届から設置届までの日数調査の結果
 全部未設置違反のうち設備を設置して改修されたもの100件について、着工届出から設置届出までの日数を調査した結果は次のとおりであった。
 - ・延面積500㎡未満の対象物では、94%が2ヶ月以内
 - ・延面積500㎡以上1,000㎡未満の対象物では、87%が3ヶ月以内
 - ・延面積1,000㎡以上の対象物では、95%が4ヶ月以内
- 2 業者が試算した工事日数例
 - (例1) RC造、地上3階地下1階、延べ面積500㎡の既存雑居ビル(飲食店、カラオケ店)に消防用設備等を新規に設置する場合
 - (例2) RC造、地上5階地下1階、延べ面積1,000㎡の既存雑居ビル(飲食店、カラオケ店)に消防用設備等を新規に設置する場合
 - (例3) RC造、地上10階地下1階、延べ面積3,000㎡の既存雑居ビル(飲食店、カラオケ店)に消防用設備等を新規に設置する場合

	見積り日数	着工届から設置届までの日数
屋内消火栓 (例1)	30日	2ヶ月
屋内消火栓 (例2)	30日	3ヶ月
屋内消火栓 (例3)	40日	4ヶ月
スプリンクラー (例1)	30日	4ヶ月
スプリンクラー (例2)	30日	5ヶ月
スプリンクラー (例3)	40日	8ヶ月
自動火災報知設備 (例1)	30日	2ヶ月
自動火災報知設備 (例2)	30日	3ヶ月
自動火災報知設備 (例3)	40日	5ヶ月

(例4) 耐火造、地上3階地下1階、建築面積約650㎡、延面積1,800㎡の既存遊技場ビル(パチンコ、カラオケ)全館に屋内消火栓設備を新規に設置する工事についての工事日は100日

備考 違反処理基準の運用

- 1 から は、措置命令ごとに、 から は、技術的基準に違反しているもので措置命令を発する場合を取り上げている。
- 2 「事例」欄は、違反処理すべき事案の基準となる事案として代表的な事例を示す。
- 3 履行期限が到来したものは、速やかに次の段階の措置へ移行する。
- 4 事象ごとに措置命令に係る規定の趣旨に照らして適切な措置を選択する必要がある、次の例を参考にして処理する。

(1) 階段の管理

【ケース 1】防火戸の維持管理不備

防火戸をくさびで閉鎖できなくしているもの

防火管理業務適正執行命令（参照基準 ・ 2 法第 8 条 4 項）

【ケース 2】階段での避難に支障となる物件の存置 + 通行可能

階段の出入口に近接して椅子、テーブル等の物件が存置され通行可能なもの

防火管理業務適正執行命令（参照基準 ・ 2 法第 8 条 4 項）

【ケース 3】階段での避難に支障となる物件の存置 + 通行不可

階段に物件が存置されていることにより、一人でさえ通行することが困難なもの

物件の除去命令（参照基準 ・ 4 法第 5 条の 3）

【ケース 4】階段での延焼媒体となる可燃物の存置

階段室を倉庫代わりに使用し、古新聞、ダンボール、ピールケース等の大量の可燃物が存置されているもの

物件の除去命令（参照基準 ・ 3 法第 5 条の 3）

【ケース 5】階段での延焼媒体となる可燃物の存置 + 縦穴区画の防火戸撤去 + 避難器具未設置

小規模雑居ビルで階段内にビニール、プラスチック系の可燃物が大量にあり上階の防火戸が撤去され、かつ、避難器具が設置されていないもの

使用停止命令（参照基準 ・ 2 法第 5 条の 2）

(2) 火を使用する設備、器具等の管理

【ケース 1】条例の基準不適（管理）

火気使用器具等の周囲の可燃材からの距離が基準値未満のもの

防火管理業務適正執行命令（参照基準 ・ 2 法第 8 条 4 項）

【ケース 2】条例の基準不適（構造）

厨房設備等の燃料配管に老化、劣化又は接続部のゆるみがあり、燃料漏れのおそれがあるもの

改修命令（参照基準 ・ 1 法第 5 条）

【ケース 3】火気設備等の使用に際し、火災の予防に危険であると認めるもの

可燃性ガスが滞留する場所でガスコンロ等を使用しているもの

使用の禁止（参照基準 ・ 1 法第 5 条の 3）

【ケース 4】炭化が発生しているもの

○ガスコンロの炎が壁体に接し、その部分が炭化しているもの

使用の停止（参照基準 ・ 1 法第 5 条の 3）

火気使用設備の使用に際して壁体等に炭化が広範囲に発生しており、その出火危険が著しく高いもの

火気設備使用停止命令（参照基準 ・ 2 法第 5 条の 2）

(3) 消防用設備等の維持管理

【ケース 1】点検未実施

自動火災報知設備、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は 2 種類以上の設備の点検が実施されていないもの

防火管理業務適正執行命令（参照基準 ・ 2 法第 8 条 4 項）

【ケース 2】未設置

自動火災報知設備が階の全般に未設置のもの

消防用設備等の設置命令（参照基準 法第17条の4）

【ケース3】消防用設備等が未設置であり他の法令違反が併存するもの

階段が複数ある防火対象物の一の階段において、自動火災報知設備が未設置（未警戒）であり、一部防火戸が撤去されているもの

防火戸の改修命令及び消防用設備等の設置命令（参照基準 ・2及び 法第5条及び法第17条の4）

【ケース4】消防用設備等が未設置であり他の法令違反が併存するもの

劇場において、自動火災報知設備が機能不良により大部分が未警戒となっており、階段の区画が全く機能しておらず、かつ、著しく定員を超えているもの

使用停止命令（参照基準 ・2 法第5条の2）

第3 違反処理規程の作成例

違反処理を実施するにあたっては、違反処理に関する基本的な事項を定めた違反処理規程を整備する必要がある。このため、違反処理規程の内容として一般的に必要な事項及びその規定の例を示すものとする。

なお、違反処理の主体については、署長として例示してあるが、これらを含め各消防本部における違反処理規程の整備にあたっては、当該消防本部の実態に即したものとするように、十分な検討を行う必要がある。

1 違反処理の区分

違反処理の措置区分を定めるものである。

例（違反処理の区分）

第 条 違反処理は、次に掲げる区分による。

- (1) 警告
- (2) 命令
- (3) 認定の取消し
- (4) 告発
- (5) 過料事件の通知
- (6) 代執行
- (7) 略式の代執行（法第3条第2項又は第5条の3第2項の措置）

2 違反処理の基本的留意事項

違反処理は、公権力の行使を伴うものであるため、トラブルのもととなりやすく、適正な処理を行わなければならないことは言うまでもない。こうした点にも鑑み、違反処理を行ううえでの基本的な留意事項を違反処理規程の中に定めておくものである。

例（違反処理上の基本的留意事項）

第 条 違反処理は、次の各号に掲げる事項に留意して行わなければならない。

- (1) 違反処理は、違反の内容又は火災危険の重大性に着目し、時機を失することなく厳正公平に行うものであること。
- (2) 違反処理事務を行うにあたっては、関係者に対し誠実かつ沈着、冷静に対処するものであること。
- (3) 違反処理を行った事案については適時、追跡確認を行い、その是正促進に努めること。

3 違反処理基準

違反処理は違反処理基準の順序に従って行うことを定めるものである。違反処理基準は警告、命令、認定の取消しへの移行及び履行期限等の判断の基準を示したものである。なお、合理的な理由から基準によりがたい場合には基準に定めた措置順序によらないことができることも明らかにしておくのが適当である。

例（違反処理基準）

第 条 違反処理は、違反処理基準に定めるところにより処理しなければならない。

- 2 違反の事実が明白で、かつ、火災予防上、人命安全上猶予できないと認める場合若しくは特異な違反事案の処理に係る場合は、違反処理基準に定める措置順序によらないことができる。

4 違反の調査

違反処理を行うためには、まず、違反処理の対象となる違反事実の把握を行わなければならない。正確な調査を行い、必要な資料等を収集するために、その手続を定めておくものである。

例（違反の調査等）

第 条 消防職員（以下「職員」という。）は、職務の執行に際し違反事実を発見し、又は聞知した場合は、速やかに署長に報告しなければならない。

- 2 前項の報告を受けた署長は、職員に命じて速やかに違反の事実の調査にあたらせるものとする。ただし、

立入検査により違反の事実が確定している場合は、調査を省略することができる。

3 前項の規定による調査を命じられた職員は、調査した結果を違反調査報告書（第 号様式）により署長に報告しなければならない。

第 条 職員は、違反の調査に際し関係のある者に対して質問を行った場合は、質問調書（第 号様式）を作成しておかなければならない。

5 警 告

警告の主体及び方法を定めておくものである。

例（警 告）

第 条 署長は調査した違反内容が違反処理基準の警告に該当した場合には、命令等の前段階として警告書（第 号様式）を交付するものとする。

2 署長は緊急に措置する必要があると認める場合で前項の警告書を発するいとまがないときは、口頭で必要な事項について警告することができる。この場合、事後速やかに警告書を発行するものとする。

6 事前手続

聴聞・弁明の機会の付与が必要な命令等について定めておくものである。

例（事前手続）

第 条 この規程において、聴聞が必要な不利益処分とは別表第 に掲げるものをいう。

2 この規程において、弁明が必要な不利益処分とは別表第 に掲げるものをいう。

7 命 令

命令並びに公示の主体及び方法を定めておくものである。

例（命 令）

第 条 署長は調査した違反内容が違反処理基準の命令の措置をとるべきものに該当した場合には、命令書（第 号様式）を交付し命令を行うものとする。

2 署長は緊急に措置する必要があると認める場合で前項の命令書を発するいとまがないときは、口頭で必要な事項について命令することができる。この場合、事後速やかに命令書を発行するものとする。

3 法第3条第1項及び法第5条の3第1項の規定に基づく命令については、立入検査その他の業務の遂行中において、違反処理基準の命令の措置をとるべきものに該当する違反を発見した消防吏員が命令書（第 号様式）を交付し命令を行うものとする。

4 消防吏員が緊急に措置する必要があると認める場合で前項の命令書を発行するいとまがないときは、口頭で必要な事項について命令することができる。この場合、事後速やかに命令書を発行するものとする。

例（公 示）

第 条 署長は、法第5条第1項、法第5条の2第1項、法第5条の3第1項、法第8条第3項及び第4項、第8条の2第3項及び第17条の4第1項の規定に基づく命令を行った場合は、当該命令に係る防火対象物又は当該防火対象物のある場所へ標識（第 号様式）の設置その他別に定める方法により公示を行うものとする。

2 前項の公示は、命令を行った場合には、速やかに行い、当該命令の履行又は解除がなされるまでの間その状態を維持するものとする。

8 認定の取消し

法第8条の2の3第6項の規定による認定の取消しの主体及び方法を定めておくものである。認定の取消権者は認定した者と原則同一の者であること。

例（認定の取消し）

第 条 署長は、法第8条の2の3第6項の規定による認定の取消しを行う場合は、認定取消書（第 号様式）を交付することにより行うものとする。

9 告 発

告発の主体及び手続を定めておくものである。

例（告 発）

第 条 署長は、次の各号のいずれかに該当するもので、罰則をもって対応すべきと認める場合に告発を行うものとする。

- (1) 違反内容が重大なとき
- (2) 違反に起因する火災等の発生若しくは拡大又は死傷者が発生したとき
- (3) 告発をもって措置すべき情状が認められるとき

例（手 続）

第 条 告発は、違反の生じた場所を管轄する捜査機関の司法警察員又は検察官に対して行うものとする。

2 告発を行うときは、告発書（第 号様式）に次の各号に掲げるもののうち、違反に関する必要な資料を添付するものとする。

- (1) 立入検査結果の通知書（写）
- (2) 警告書、命令書（写）
- (3) 図面、写真
- (4) その他違反事実及び情状の認定に必要な資料

例（事前報告）

第 条 署長は告発する場合は、必要に応じて事前に消防長に報告するものとする。

10 過料事件の通知

過料事件の通知の主体及び手続を定めておくものである。

例（過料事件の通知）

第 条 署長は、法第8条の2の3第5項の規定による届出を怠った者を覚知した場合で、過料をもって対応すべきと認めるときに行うものとする。

例（手 続）

第 条 過料事件の通知は、法第8条の2の3第5項の規定による届出を怠った者の住所地を管轄する地方裁判所に対して行うものとする。

2 過料事件の通知を行うときは、過料事件通知書（第 号様式）に次の資料を添付して行うものとする。

- (1) 特例認定申請書（写）及び認定を受けた旨の通知書類（写）
- (2) 賃貸借契約書等、管理権原者に変更があったことを証する書面（写）
- (3) 過料に処せられるべき者の住所地等を証する資料

例（事前報告）

第 条 署長は過料事件の通知を行う場合は、必要に応じて事前に消防長に報告するものとする。

11 代 執 行

代執行すべき事案及びその手続等について定めるものである。

例（代執行）

第 条 署長は、第 条の規定による命令又は第 条の規定による告発によってもなお違反が是正されない場合で、特に必要があると認めるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより代執行を行う。

2 前項の代執行の戒告、通知及び費用徴収のための文書並びに執行責任者の証票は次の各号のとおりとする。

- (1) 戒告書（第 号様式）
- (2) 代執行令書（第 号様式）
- (3) 代執行費用納付命令書（第 号様式）
- (4) 代執行責任者証（第 号様式）

例（証票の携帯）

第〇条 署長その他の消防吏員が、執行責任者として代執行の現場に赴くときは、前条第2項第4号の証票を携帯し、要求があるときは、いつでもこれを呈示しなければならない。

12 略式の代執行

法第3条第2項又は法第5条の3第2項の規定に基づく、行政庁が義務を命ずるべき者を確知しえない場合の代執行（略式の代執行）の主体及び手続を定めるものである。

例（略式の代執行）

第 条 署長は、法第3条第1項又は法第5条の3第1項の命令に係る履行義務者を確知することができないために当該命令を発することができない場合には、法第3条第2項又は法第5条の3第2項の規定に基づき、当該消防職員に第3条第1項第3号及び第4号に掲げる措置をとらせるものとする。

13 警告書等の送達

警告書、命令書、戒告書、代執行令書等の交付手続を定めておくものである。

例（警告書等の交付手続）

第〇条 この規程に定める警告書、命令書、認定の取消書、戒告書、代執行令書及び代執行費用納付命令書（以下「警告書等」という。）を発行するときは、原則として、当該関係者に直接交付し、受領書（第〇号様式）に署名押印を求めるものとする。

2 前項の警告書等の受領を拒否した場合は、その他必要あるときは、配達証明、内容証明の取扱い等により郵送するものとする。

14 関係機関との連携

違反処理を効率的に行うためには、関係行政機関との連携に努めるべきである。このような趣旨から違反処理規程の中に関係機関との連携の規定を設けるものである。

例（関係行政機関との連携）

第 条 署長は、立入検査において指摘した他法令の防火に関する規定の違反については、主管行政庁に通知し、是正促進を要請するとともに、十分な連絡を図り、その改善指導に努めるものとする。

2 署長は、他法令違反が存する対象物の違反是正措置等を講じる場合には、関係機関と十分な情報提供及び連絡調整を行うとともに、自ら違反事実の把握に努め、ほかに手段がない場合に、他の関係官公署の事務に支障がないように配慮しつつ、法第35条の10の規定に基づく照会を行うなど、適切な措置を講じるよう相互の連携に努めるものとする。

3 署長は、違反処理につき関係機関より協力を求められたときは、必要に応じ協力するものとする。

15 違反処理経過簿

違反処理の進行管理を適正に行うためにその経過を記録する違反処理台帳等を備えることを規定しておくものである。

例（違反処理結果の確認等）

第〇条 署長は、違反処理を行った場合は、事後の改善指導、履行状況の確認等その経過を違反処理台帳（第〇号様式）に記録しておかなければならない。

16 報告・通知

違反処理を行った場合の内部的な報告、通知の基本的事項を定めておくものである。

例（報告及び通知）

第〇条 署長は、違反処理を行った場合は、次により消防長に報告しなければならない。

(1) 警告、命令（口頭を含む）、認定の取消し、告発、過料事件の通知、代執行及び略式の代執行を行ったときは、違反処理報告書（第〇号様式）により報告するものとする。

- (2) 違反処理が完結したときは、違反処理完結報告書（第〇号様式）により報告するものとする。
- 2 消防長は、特に必要がある場合には違反処理を行うことができる。次の違反処理を行った場合は、違反処理通知書（第〇号様式）により関係署長に通知する。
- (1) 警告、命令、認定の取消し、告発、過料事件の通知、代執行及び略式の代執行を行ったとき
 - (2) 前号の違反処理が完結したとき

第4 違反処理関係書式の記入要領等

1 違反処理手続に係る書類の作成

違反処理手続は刑事訴訟に関連する事項でもあるので、その書類の作成にあたっては特に次の点に留意する必要がある。

- (1) 書類を作成する場合は、作成年月日を記載して署名押印し、その所属名を表示すること。また、書類には毎葉に必ず契印すること。
- (2) 書類の文字を改変しないこと。文字を加え、削り又は欄外に記入したときはこれに必ず認印し、その字数を記載すること。
なお、削った文字については、読むことができるように字体を残しておくこと。
- (3) 告発書に添付する資料で、公務員以外の者が作成した書類には、消防職員が作成年月日を記載して、作成者に署名押印させること。
- (4) 添付資料に原本がある場合は、原本と同一である旨を認証しておくため、作成年月日を記載し、作成者の署名押印をしておくこと。

2 違反事実の確認

命令、告発等を行うに際しては、(1)～(4)により違反事実の確認を行い、その内容を文書（各種書式作成例「違反調査報告書」参照）に記録しておくとともに、法令の適用条項を誤らないよう十分に注意することが必要である。

- (1) 違反防火対象物の実態の確認
- (2) 違反防火対象物の新築及び増改築等の年月日の確認
- (3) 違反防火対象物の用途、構造、規模及び収容人員等の確認
- (4) 遡及規定、特例規定等の有無及び関係法令との関連の有無の確認

なお、違反事実の確認を行うため、場合によっては消防法第4条第1項の規定に基づく資料提出命令等（各種書式作成例「資料提出命令書」・「報告徴収命令書」参照）を行う場合がある。

3 質問調書の作成（各種書式作成例「質問調書」参照）

命令を行うに際しては、命令に係る事実関係を確認しておくため、関係者から違反に係る事実確認内容を聴取り記録しておくものとする。

告発に際しては、告発に係る事実関係を確認しておくため、関係者からおおむね次に掲げる事項について聴取り記録しておくものとする。

- (1) 違反者に対するもの
 - ア 被質問者の地位、職務内容、経歴等
 - イ 違反の構成要件事実
（命令違反の場合は、違反事実、命令を受けた事実、命令の内容、命令不履行の事実等）
 - ウ 違反事実の認識
 - エ 違反に伴う危険性の認識
 - オ 違反を是正しない理由
 - カ その他の事項（同一違反の繰り返し、反省等）
- (2) 法人の関係者に対するもの
 - ア 法人の業務内容等
 - イ 関係者の地位及び職務内容
 - ウ 法人の業務と違反との関係
 - エ 違反と監督責任との関係
 - オ その他

(3) (1)及び(2)以外の者に対するもの

- ア 違反者との関係
- イ 違反の状況
- ウ 危険性に対する認識
- エ その他

4 写真資料の作成

違反の現場写真は撮影者名と撮影年月日を明記し、拳証又は認定資料として必要に応じて活用すべきである。

5 命令書等の作成等

命令書等の作成にあたっては、各種書式作成例 ~ を参考とし、下記事項に留意する必要がある。

(1) 名あて人

命令事項等については法令上の履行義務者を確認し、履行義務のない者を名あて人とするものがないよう留意すること。

(2) 命令内容等

ア 命令事項等の内容は、実現可能であり、法令の規制範囲を逸脱しないこと。

イ 命令事項等の内容は、可能な限り具体的に記載すること。図面及び別紙を用いて命令書等が二葉以上になる場合には、命令書等の一体性を証するため必ず契印をしておくこと。

ウ 命令の理由となる事実に根拠条文を記載する場合には、消防法、消防法施行令、消防法施行規則、消防庁告示、市(町村)火災予防条例、市(町村)火災予防条例施行規則、建築基準法、建築基準法施行令、国土交通省告示等関係する法令の条項号の全てを記載すること。

(3) 履行期限

ア 命令事項等には、原則として履行期限を付すこと。

イ 履行期限は、例えば、工事期間等について専門の部署に照会する等により社会通念上及び火災予防の見地から判断して、履行可能にして、かつ、妥当なものとする。

(4) 教示文の記載

ア 命令書には、必ず教示文を記載すること(行政不服審査法第57条第1項)。

イ 命令に対する審査請求期間は、消防法第5条第1項、第5条の2第1項及び第5条の3第1項に基づく命令の場合は、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内(消防法第5条の4)、その他の命令の場合は命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内(行政不服審査法第14条第1項)であること。

ウ 審査請求の相手方となる行政庁は、消防長が行った命令の場合は市町村長、消防署長が行った命令の場合は消防長、消防吏員が行った命令の場合は消防署長であること。

(5) 命令書等の交付

命令書等を交付した場合には、受領者が署名押印した受領書(各種書式作成例「受領書」参照)を求めらるものとする。なお、防火対象物の関係者が命令書等の受領を拒否した場合には、配達証明郵便等により送付するものとする。

6 告発書の作成

告発書の作成にあたっては、各種書式作成例^{⑩⑪}「告発書」を参考とし下記事項に留意すること。

(1) 被告発人

ア 自然人の場合は、戸籍及び住民票の謄(抄)本により確認し、住所、職業、氏名及び生年月日を記載すること。

イ 法人の場合は、本店の所在地(違反防火対象物が本店の所在地と異なるときは、別に当該防火対象物の所在地を併記すること。)法人の名称、代表者の職名(例、代表取締役等)及び代表者の氏名を記載すること。

(2) 罪名及び適用法条

- ア 罪名は、「消防法違反」とすること。罰則のある条例違反については、「火災予防条例違反」とすること。
- イ 適用法条は、犯罪事実に関係する消防法、消防法施行令、消防法施行規則、消防庁告示、市（町村）火災予防条例、市（町村）火災予防条例施行規則、建築基準法、建築基準法施行令、国土交通省告示等の全て及びこれに対応する消防法上の罰則規定の条項号を記載すること。
- なお、両罰規定を適用する場合には、消防法第45条を付記すること。
- (3) 犯罪の事実
- 犯罪の構成要件に該当する事実について、自然人の地位、職務内容、経歴等又は法人の業務内容及び自然人の違反行為の日時、場所、違反内容（罰条を構成する事実）を簡潔に記載すること。
- (4) 証拠となるべき資料
- ア 証拠資料は、おおむね次に掲げる区分に従って、関係のある資料をできる限り詳細に作成すること。
- なお、告発後においても証拠資料を追加提出できるものであること。
- (ア) 違反関係資料
- 違反調査報告書の写し
 - 案内図、付近図、現況図
 - 現場写真
 - 命令書及び受領書の写し
 - 関係者に対する質問調書の写し
 - 防火対象物使用開始届出書の写し
 - 建築確認書の写し
 - 建物登記簿謄（抄）本の写し
 - 建物の賃貸借契約書の写し
 - その他違反事実又は命令の要件となる事実の物証又は書証の写し
- (イ) 情状関係資料
- 立入検査結果通知書、指導書、勧告書、指示書、警告書等の写し及びこれらの受領書の写し
 - 弁明書、誓約書、始末書等の写し
 - 改修（計画）報告書、工事契約書等の写し
 - 陳情書、投書等の写し
 - その他情状に関し参考となる物証又は書証の写し
- (ウ) 災害等に関する資料
- 鑑定書の写し
 - 火災原因調書の写し
 - 関連する火災事例
 - 消防用設備等説明書誌等
 - その他必要と認められる資料一切
- (エ) 身分関係資料
- 自然人を告発する場合・・・被告発人の住民票謄（抄）本、外国人登録原票の謄本
 - 両罰規定を適用し法人を告発する場合・・・商業登記簿謄（抄）本
- イ 証拠資料のうち、消防機関において作成した書類の写しにあっては、消防長又は消防署長名（記名押印）の原本証明を付するとともに、写しの作成年月日及び作成者の所属、階級、氏名を記載し押印しておくこと。
- (5) 犯罪の情状
- 被告発人の社会的責任、違反事実の危険性（火災発生危険、延焼拡大危険、火災が発生した場合における人命危険）及び違反事実の悪質性（違反是正指導を受けながら、改善の意思が欠如している事実）の観点から、被告発人の情状について記載すること。
- (6) 意見
- 違反内容の危険性、悪質性等の情状の観点から、処罰を必要とする理由等を記載すること。

7 各種書式作成例

[作成例 「違反調査報告書」]

平成 年 月 日			
消防署長 殿			
(階級) 印			
違 反 調 査 報 告 書			
違 反 者	住 所	市 町 丁 目 番 号	
	氏 名 生 年 月 日 月 日	昭 和 年 月 日 歳	職 業 商事(株) 代表取締役社長
対 象 物 の 状 況	所 在	市 町 丁 目 番 号	
	名 称	ビル(レストラン)	構 造 ・ 規 模 地上3階 耐火構造 延面積 1,123㎡
	用 途	3 項 口	
違 反 事 実	防火管理者未選任及び消防計画未修正		
違 反 条 項	消防法第8条第1項		
違反の概要 (発生事由・経過等)	上記ビルは1～2階を飲食店、3階を事務所兼倉庫として使用しているが、 年 月 日に従前の防火管理者(支配人)が解雇され、以後防火管理者が未選任となっている。		
参 考 事 項 (査察経過等)	平成 年 月 日査察実施...査察結果通知書交付(指摘事項:防火管理者未選任、消防計画未修正)		

[作成例 「資料提出命令」]

平成 年 月 日
第 号

県 市 町 丁目 番 号

殿

市消防本部
消防署長

印

資料提出命令書

所 在 県 市 町 丁目 番 号

名 称 麻雀 (ビル7階)

用 途

火災予防のために必要があるので、消防法第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり命令する。
なお、本命令に従わない場合は、消防法第44条第2号の規定により処罰されることがある。

記

命令事項

平成 年 月 日までに、ビル7階麻雀 部分の賃貸借契約書を 消防署に提出すること。

教 示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に 市消防長に対して審査請求をすることができる。

[作成例 「報告徴収」]

平成 年 月 日
第 号

県 市 町 丁目 番 号
株式会社
代表取締役 殿

市消防本部
消防署長 印

報 告 徴 収 書

所 在 県 市 町 丁目 番 号
名 称 ビル
用 途

火災予防のために必要があるので、消防法第4条第1項の規定に基づき、下記事項を平成 年 月 日
までに 消防署に文書をもって報告するよう要求する。

なお、報告せず、又は虚偽の報告をした場合は、消防法第44条第2号の規定により処罰されることがある。

記

報告内容

ビルにおける従業者の数

教 示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に 市消防長に対
して審査請求をすることができる。

[作成例 「質問調書」]

質 問 調 書									
質問実施日時	開始	平成	年	月	日	時	分	ごろ	
	終了	平成	年	月	日	時	分	ごろ	
防火対象物の所在地			県	市	町	丁目	番	号	
同 名 称	上記の防火対象物について、本職が下記の者に質問したところ任意に次のように供述した。								
被質問者住所									
氏 名									
生年月日	昭和	年	月	日生	(歳)			
職業(職名)									
~~~~~									
~~~~~									
~~~~~									

(裏)

(被質問者名) 印									
上記のとおり録取して読み聞かせ(閲覧させ)たところ、誤りのないことを申し立て署名(押(指)印)した。									
〔上記のとおり録取して読み聞かせ(閲覧させ)たところ、誤りのないことを申し立てたが、署名押印を拒否した。〕									
年	月	日							
録取者	消防署	(階級)	印						
記録者	(階級)	印							

[作成例 「防火管理者選任命令」]

平成 年 月 日  
第 号

県 市 町 丁目 番 号  
株式会社  
代表取締役 殿

市消防本部  
消防署長 印

## 命 令 書

所 在 県 市 町 丁目 番 号  
名 称 ビル  
用 途

上記防火対象物は、消防法第8条第1項違反と認めるので、消防法第8条第3項の規定により下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第43条第1項第1号の規定により処罰されることがある。

### 記

- 1 命令事項  
平成 年 月 日までに、防火管理者を定めること。
- 2 命令の理由  
消防法第8条第1項の規定に基づく防火管理者が定められていないこと。

### 教 示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に 市消防長に対して審査請求をすることができる。

[作成例 「消防計画作成(届出)命令」]

平成 年 月 日  
第 号

県 市 町 丁目 番 号  
株式会社  
代表取締役 殿

市消防本部  
消防署長 印

## 命 令 書

所 在 県 市 町 丁目 番 号  
名 称 (ビル)  
用 途

上記防火対象物は、消防法第8条第1項違反と認めるので、消防法第8条第4項の規定により下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第41条第1項第1号の2の規定により処罰されることがある。

### 記

- 1 命令事項  
平成 年 月 日までに、防火管理者に、消防計画作成させ、消防署長に届け出ること。
- 2 命令の理由  
消防法第8条第1項の規定に基づく消防計画作成及び届け出がないこと。(消防法施行規則第3条第1項)

### 教 示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に 市消防長に対して審査請求をすることができる。

[作成例 「避難施設等適正管理命令」]

平成 年 月 日  
第 号

県 市 町 丁目 番 号  
株式会社  
代表取締役 殿

市消防本部  
消防署長 印

## 命 令 書

所 在 県 市 町 丁目 番 号  
名 称 ビル  
用 途

上記防火対象物は、消防法第8条第1項違反と認めるので、消防法第8条第4項の規定により下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第41条第1項第1号の2の規定により処罰されることがある。

### 記

#### 1 命令事項

- (1) 平成 年 月 日までに、防火管理者に、1階東側階段防火戸前に存置されている商品を除去させること。
- (2) 平成 年 月 日までに、防火管理者に、3階西側階段に存置されている商品を除去させること。

#### 2 命令の理由

次に示す避難又は防火上必要な設備の維持管理を適正に行っていないこと。

- (1) 1階東側階段防火戸前に商品を存置し、防火戸の閉鎖障害となっていること。(法第8条第1項、第8条の2の4、消防法施行規則第3条第1項第4号)
- (2) 3階西側階段に商品を存置していること。(法第8条第1項、第8条の2の4、消防法施行規則第3条第1項第4号)

#### 教 示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に 市消防長に対して審査請求をすることができる。

[作成例 「消防用設備等点検報告命令」]

平成 年 月 日  
第 号

県 市 町 丁目 番 号  
株式会社  
代表取締役 殿

市消防本部  
消防署長 印

## 命 令 書

所 在 県 市 町 丁目 番 号  
名 称 ビル  
用 途

上記防火対象物は、消防法第8条第1項違反と認めるので、消防法第8条第4項の規定により下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第41条第1項第1号の2の規定により処罰されることがある。

### 記

#### 1 命令事項

平成 年 月 日までに、防火管理者に次の消防用設備等を点検させ、その結果を 消防署長に報告すること。

- (1) 消火器
- (2) 自動火災報知設備
- (3) 避難器具
- (4) 誘導灯

#### 2 命令の理由

消防法第8条第1項により作成された消防計画に基づく消火器、自動火災報知設備、避難器具及び誘導灯の点検が実施されておらず、かつ、その結果報告が 消防署長に行われていないこと。

#### 教 示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に 市消防長に対して審査請求をすることができる。

[作成例 「共同防火管理協議事項作成命令」]

平成 年 月 日  
第 号

県 市 町 丁目 番 号  
株式会社  
代表取締役 殿

市消防本部  
消防署長 印

## 命 令 書

所 在 県 市 町 丁目 番 号  
名 称 ビル  
用 途

上記防火対象物は、消防法第8条の2第1項違反と認めるので、消防法第8条の2第3項の規定により下記のとおり命令する。

### 記

1 命令事項

平成 年 月 日までに、防火管理上必要な業務に関する事項を別紙に掲げる者と協議して定めること。

2 命令の理由

消防法第8条の2第1項の規定に基づく防火管理上必要な業務に関する事項を協議して定めていないこと。  
(消防法施行規則第4条の2第1項)

### 教 示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に 市消防長に対して審査請求をすることができる。

[作成例 「防災物品使用警告」]

平成 第 年 月 日  
号

県 市 町 丁目 番 号  
医療法人  
理事長 殿

市消防本部  
消防署長 印

## 警 告 書

所 在 県 市 町 丁目 番 号  
名 称 医療法人 病院  
用 途

上記防火対象物は、消防法第8条の3第1項違反と認めるので、下記のとおり履行するよう警告する。  
なお、この警告に従わない場合は、消防法第5条第1項の規定に基づく命令を行うことがある。  
命令を行ったときは、当該防火対象物に受命者の氏名、命令内容等を記載した標識の設置等により公示する。

記

### 警告事項

平成 年 月 日までに、病室で使用している全てのカーテンを防災性能を有するものにする事。

[作成例 「防災物品使用命令」]

平成 年 月 日  
第 号

県 市 町 丁目 番 号  
医療法人 病院  
理事長 殿

市消防本部  
消防署長 印

## 命 令 書

所 在 県 市 町 丁目 番 号  
名 称 病院  
用 途

上記防火対象物は、火災の予防に危険であると認めるので、消防法第5条第1項の規定により下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第39条の3の2第1項の規定により処罰されることがある。

### 記

#### 1 命令事項

平成 年 月 日までに、診療室で使用している全てのカーテンを防災性能を有するものにする。

#### 2 命令の理由

診療室で使用している全てのカーテンは、消防法第8条の3第1項の規定に基づく防災性能を有していないことから、火災の予防に危険であること。

#### 教 示

この命令に不服のある場合は、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に 市消防長に対して審査請求をすることができる。

[作成例 「消防用設備等設置の警告」]

平成 年 月 日  
第 号

県 市 町 丁目 番 号  
株式会社  
代表取締役 殿

市消防本部  
消防署長 印

## 警 告 書

所 在 県 市 町 丁目 番 号  
名 称 ビル  
用 途

上記防火対象物は、消防法第17条第1項違反と認めるので、下記のとおり履行するよう警告する。  
なお、この警告に従わない場合は、消防法第17条の4第1項の規定に基づく命令を行うことがある。  
命令を行ったときは、当該防火対象物に受命者の氏名、命令内容等を記載した標識の設置等により公示する。

記

### 警告事項

平成 年 月 日までに、2階部分に自動火災報知設備を設置すること。(消防法施行令第21条第1項第3号)

[作成例 「消防用設備等設置命令」]

平成 年 月 日  
第 号

県 市 町 丁目 番 号  
株式会社  
代表取締役 殿

市消防本部  
消防署長 印

## 命 令 書

所 在 県 市 町 丁目 番 号  
名 称 ビル  
用 途

上記防火対象物は、消防法第17条第1項違反であると認めるので、消防法第17条の4第1項の規定により下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第41条第1項第4号の規定により処罰されることがある。

### 記

#### 1 命令事項

平成 年 月 日までに、2階部分に自動火災報知設備を設置すること。

#### 2 命令の理由

2階部分は、自動火災報知設備の設置義務があるにもかかわらず、当該設備が設置されていないこと。(消防法第17条第1項、消防法施行令第21条第1項第3号)

### 教 示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に 市消防長に対して審査請求をすることができる。

[作成例 「消防用設備等維持命令」]

平成 年 月 日  
第 号

県 市 町 丁目 番 号  
株式会社  
代表取締役 殿

市消防本部  
消防署長 印

## 命 令 書

所 在 県 市 町 丁目 番 号  
名 称 ビル  
用 途

上記防火対象物は、消防法第17条第1項違反であると認めるので、消防法第17条の4第1項の規定により下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第44条第8号の規定により処罰されることがある。

### 記

#### 1 命令事項

- (1) 平成 年 月 日までに、自動火災報知設備を有効に作動することができるように予備電源を改修すること。
- (2) 平成 年 月 日までに、3階の避難器具を使用できるように改修すること。

#### 2 命令の理由

- (1) 自動火災報知設備の予備電源の電圧が1V（電圧計の赤線未満）であること。（消防法第17条第1項、消防法施行規則第24条の2第1号ロ）
- (2) 3階の避難器具が使用不能（緩降機の取付具が破損）であること。（消防法第17条第1項、消防法施行規則第27条第1項第4号ハ）

#### 教 示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に 市消防長に対して審査請求をすることができる。

[作成例 「使用禁止命令(その1)」]

平成 年 月 日  
第 号

県 市 町 丁目 番 号  
株式会社  
代表取締役 殿

市消防本部  
消防署長 印

## 命 令 書

所 在 県 市 町 丁目 番 号  
名 称 ビル  
用 途

上記防火対象物は、火災の予防に危険であると認めるので、消防法第5条の2第1項第2号の規定により下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第39条の2の2第1項の規定により処罰されることがある。

### 記

#### 1 命令事項

1階厨房の西側ドロップイン式コンロに面する壁面部分の防火上安全な措置が講ぜられるまでの間、当該コンロの使用を禁止すること。

#### 2 命令の理由

1階厨房の西側ドロップイン式コンロに面する木造壁面部分が縦約30センチメートル横約45センチメートルにわたり炭化していること。防火上安全な措置が講ぜられないまま、当該ドロップイン式コンロの使用を継続することは、火災の予防に危険であると認める。

#### 教 示

この命令に不服のある場合は、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に 市消防長に対して審査請求をすることができる。

[作成例 「使用禁止命令(その2)」]

平成 年 月 日  
第 号

県 市 町 丁目 番 号  
株式会社  
代表取締役 殿

市消防本部  
消防署長 印

## 命 令 書

所 在 県 市 町 丁目 番 号  
名 称 ビル  
用 途

上記防火対象物は、火災が発生したならば人命に危険であると認めるので、消防法第5条の2第1項第2号の規定により下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第39条の2の2第1項の規定により処罰されることがある。

### 記

#### 1 命令事項

次に掲げる事項を履行するまでの間、当該防火対象物の4階部分の使用を禁止すること。

- (1) 4階に避難器具を設置すること。
- (2) 全ての階の階段と居室との間に防火戸を設置すること。
- (3) 4階部分に開口部を設置すること。
- (4) 3階から4階にかけての踊り場から4階までの階段に存置しているビールケース10箱、化繊製衣装30着、プラスチック系ごみ7袋(70リットル入り)、木製下駄箱(60×35×90センチメートル)を除去すること。

#### 2 命令の理由

(1)から(4)までの法令違反が併存し、火災が発生したならば人命に危険であると認めること。

#### 教 示

この命令に不服のある場合は、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に 市消防長に対して審査請求をすることができる。

[作成例 「吏員による使用停止命令」]

平成 年 月 日  
第 号

市 町 丁目 番 号

殿

市消防本部 消防署  
(階級) 印

## 命 令 書

所 在 県 市 町 丁目 番 号  
名 称 (ビル)  
用 途

火災の予防に危険であると認められるので、消防法第5条の3第1項の規定により下記のとおり命令する。  
なお、本命令に従わない場合は、消防法第41条第1項第1号の規定により処罰されることがある。

### 記

- 1 命令事項  
防火上安全な措置が講ぜられるまでの間、卓上こんろの使用を停止する。
- 2 命令の理由  
3階 における厨房の卓上こんろに面する木造壁面部分が縦約30センチメートル横約45センチメートルにわたり炭化していることは、火災の予防に危険であると認めること。

### 教 示

この命令に不服のある場合は、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に 消防署長に対して審査請求をすることができる。

[作成例 「吏員による措置命令」]

平成 年 月 日  
第 号

県 市 町 丁目 番 号  
有限会社  
代表 殿

市消防本部 消防署  
(階級) 印

## 命 令 書

所 在 県 市 町 丁目 番 号  
名 称 (ビル)  
用 途

火災の予防に危険であること並びに消火、避難その他の消防の活動に支障となることが認められるので、消防法第5条の3第1項の規定により下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第41条第1項第1号の規定により処罰されることがある。

### 記

#### 1 命令事項

2階階段室内におけるロッカー、ダンボール、ビールケース等を即時に除去すること。

#### 2 命令の理由

2階階段室内にロッカー、ダンボール、ビールケース等が存置されていることが火災の予防に危険であること並びに消火、避難その他の消防の活動に支障となることと認めること。

### 教 示

この命令に不服のある場合は、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に 消防署長に対して審査請求をすることができる。



[作成例 「告発書(その1)」]

平成 年 月 日  
第 号

警察本部(警察署)  
司法警察員(階級) 殿

〔 地方検察庁  
検事正 殿 〕

消防本部(消防署)

消 防 長  
(消防署長) 印

## 告 発 書

下記の犯罪があると思料するので、刑事訴訟法第239条第2項の規定に基づき、関係資料を添えて告発します。

### 記

#### 1 被告発人

- |       |   |    |         |    |      |   |        |
|-------|---|----|---------|----|------|---|--------|
| (1) 本 | 籍 | 県  | 市       | 町  | 丁目   | 番 | 号      |
| (2) 住 | 所 | 同  | 上       |    |      |   |        |
| (3) 氏 | 名 |    |         |    |      |   |        |
| (4) 生 | 年 | 月  | 日       | 昭和 | 年    | 月 | 日生( 歳) |
| (5) 職 | 業 | 会社 | 役員(株式会社 | 代表 | 取締役) |   |        |

2 罪名及び適用法条例

防火管理者選任命令違反の場合

消防法違反

消防法第8条第1項

（消防法施行令第1条の2第3項、第4項  
消防法施行規則第1条の2第1項（第2項）

消防法第8条第3項

消防法第42条第1項第1号

防火管理者届出義務違反の場合

消防法違反

消防法第8条第1項

（消防法施行令第1条の2第3項、第4項  
消防法施行規則第1条の2第1項（第2項）

消防法第8条第2項

消防法第44条第6号

消防計画作成（届出）命令違反の場合

消防法違反

消防法第8条第1項

（消防法施行令第1条の2第3項、第4項  
消防法施行規則第1条の2第1項（第2項）  
消防法施行令第4条第3項  
消防法施行規則第3条第1項

消防法第8条第4項

消防法第41条第1項第1号の2

防火管理業務適正執行命令違反の場合

消防法違反

消防法第8条第1項

（消防法施行令第1条の2第3項、第4項  
消防法施行規則第1条の2第1項（第2項）  
消防法施行令第4条第3項  
消防法施行規則第3条第1項第（ ）号

消防法第8条第4項

消防法第41条第1項第1号の2

消火及び避難訓練実施命令違反の場合

消防法違反

消防法第8条第1項

（消防法施行令第1条の2第3項、第4項  
消防法施行規則第1条の2第1項（第2項）  
消防法施行令第4条第3項  
消防法施行規則第3条第7項

消防法第8条第4項

消防法第41条第1項第1号の2

防災性能品使用命令違反の場合

消防法違反

消防法第8条の3第1項

（消防法施行令第4条の3第1項（、第2項）、第3項、第4項、第5項

消防法施行規則第4条の3(、第2項)(、第3項)  
 消防法第5条  
 消防法第39条の3の2第1項  
 消防用設備等点検報告命令違反の場合  
 消防法違反  
 消防法第8条第1項  
 消防法施行令第36条第2項第1号  
 消防法施行規則第31条の6第1項、第2項第1号、第3項、第4項  
 消防用設備等の点検の期間、方法及び結果報告書の様式を定める告示(昭和50年4月1日 消防庁告示第3号)  
 消防設備士又は消防設備点検資格者が点検を行うことができる消防用設備等の種類を定める告示(昭和50年4月1日 消防庁告示第2号)  
 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式(昭和50年10月16日 消防庁告示第14号)  
 消防法第8条第4項  
 消防法第41条第1項第1号の2  
 消防用設備等設置命令違反の場合  
 消防法違反  
 消防法第17条第1項(、第2項)  
 消防法施行令第 条第 項第 号(、第30条第1項(、第2項)、第37条第 号)  
 消防法施行規則第 条第 項第 号  
 ( の技術上の規格を定める省令)  
 ( 市(町村)火災予防条例第 条第 項第 号)  
 消防法第17条の4  
 消防法第41条第1項第4号  
 消防用設備等維持命令違反の場合  
 消防法違反  
 消防法第17条第1項(、第2項)  
 消防法施行令第 条第 項第 号(、第30条第1項(、第2項)、第37条第 号)  
 消防法施行規則第 条第 項第 号  
 ( の技術上の規格を定める省令第 条第 項第 号)  
 ( 市(町村)火災予防条例第 条第 項第 号)  
 消防法第17条の4  
 消防法第44条第8号  
 資料提出命令違反の場合  
 消防法違反  
 消防法第4条第1項  
 消防法第44条第2号  
 報告命令違反の場合  
 消防法違反  
 消防法第4条第1項  
 消防法第44条第2号  
 使用停止命令違反の場合  
 (ア) 消防法違反  
 消防法第17条第1項(、第2項)  
 消防法施行令第 条第 項第 号(、第30条第1項(、第2項)、第37条第 号)

消防法施行規則第 条第 項第 号  
( の技術上の規格を定める省令第 条第 項第 号)  
( 市(町村)火災予防条例第 条第 項第 号)

消防法第5条の2第1項第2号

消防法第39条の2の2第1項

(イ) 消防法違反

建築基準法第 条第 項第 号

建築基準法施行令第 条第 項第 号  
( の基準(昭和 年 月 日建設省告示第 号)第 第 号)

消防法第5条の2第1項第1号

消防法第39条の2の2第1項

(ウ) 消防法違反

消防法第8条第1項

消防法施行令第1条の2第3項、第4項  
消防法施行規則第1条の2第1項(第2項)  
消防法施行令第 条第 項第 号  
消防法施行規則第 条第 項第 号

消防法第9条

( 市火災予防条例第 条第 項第 号)

消防法第5条の2第1項第2号

消防法第39条の2の2第1項

3 違反事実(注 ホテルの場合の記載例である。)

防火管理者選任命令違反の場合

被告発人 は、 県 市 町 丁目 番 号に所在する ホテルを所有し、かつ、経営し、当該ホテルの管理について権原を有する者であるが、同ホテルの収容人員が30人以上であることから、消防法第8条第1項の規定に基づき同ホテルの防火管理者を定める義務がありながら、これを怠っていたため、平成 年 月 日 消防署長から平成 年 月 日までに、防火管理者を定めるよう消防法第8条第3項の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、同命令の履行期限を超過した平成 年 月 日に至るも防火管理者を定めなかったものである。

防火管理者届出義務違反の場合

被告発人 は、 県 市 町 丁目 番 号に所在する ホテルを所有し、かつ、経営し、当該ホテルの管理について権原を有する者であるが、同ホテルの収容人員が30人以上であるところから、消防法第8条第2項の規定に基づき、同ホテルの防火管理者を定めたときは、遅滞なく、その旨を消防署長に届け出る義務があるにもかかわらず、平成 年 月 日に至るも届け出なかったものである。

消防計画作成命令違反の場合

被告発人 は、 県 市 町 丁目 番 号に所在する ホテルを所有し、かつ、経営し、当該ホテルの管理について権原を有する者であるが、同ホテルの収容人員が30人以上であるところから、消防法第8条第1項の規定に基づき、同ホテルの防火管理者をして消防計画を作成させ、消防署長へ届け出させる義務がありながら、これを怠っていたため、平成 年 月 日 消防署長から平成 年 月 日までに、防火管理者をして消防計画を作成させ、届け出させるよう消防法第8条第4項の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、同命令の履行期限を超過した平成 年 月 日に至るも、同防火管理者をして消防計画を作成させ、届け出させなかったものである。

訓練実施命令違反の場合

被告発人 は、 県 市 町 丁目 番 号に所在する ホテルを所有し、かつ、経営し、当該ホテルの管理について権原を有する者であるが、同ホテルの収容人員が30人以上であるところ

から、同ホテルの防火管理者をして、消防法第8条第1項、消防法施行令第4条第3項及び消防法施行規則第3条第7項の規定に基づく消火及び避難の訓練を実施させる義務がありながら、これを怠っていたため、平成 年 月 日 消防署長から平成 年 月 日までに、消防法施行令第4条第3項及び消防法施行規則第3条第7項の規定に基づき、防火管理者をして消火及び避難の訓練を実施させるよう消防法第8条第4項の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、同命令の履行期限を超過した平成 年 月 日に至るも、同防火管理者をして消火及び避難の訓練を実施させなかったものである。

#### 防火管理適正化命令違反の場合

被告発人 は、 県 市 町 丁目 番 号に所在する ホテルを所有し、かつ、経営し、当該ホテルの管理について権原を有する者であるが、同ホテルの収容人員が30人以上であるところから、消防法第8条第1項の規定に基づき、同ホテルの防火管理者をして、同ホテルの避難通路の管理を 市(町村)火災予防条例第 条第 項第 号の規定に従って行わせる義務がありながら、これを怠っていたため、平成 年 月 日 消防署長から、平成 年 月 日までに、防火管理者をして、避難通路に放置された を除去させ、以後、避難通路に を放置させないように消防法第8条第4項の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、同命令の履行期限を超過した平成 年 月 日に至るも、同防火管理者をして避難通路に を放置させていたものである。

#### 防災性能品使用命令違反の場合

被告発人 は、 県 市 町 丁目 番 号に所在する ホテルを所有し、かつ、経営する者であるが、同ホテルが消防法施行令第4条の3第1項(第2項)に規定する防火対象物であるところから、当該ホテルの 箇所において使用する は、消防法第8条の3第1項に基づく消防法施行令第4条の3第4項及び第5項並びに消防法施行規則第4条の3第 項(及び第 項)に規定する基準以上の防災性能を有するものを使用する義務がありながら、これを怠っていたため、火災予防上必要があるとして、平成 年 月 日 消防署長から、 箇所において使用する については、平成 年 月 日までに、消防法第8条の3第1項に基づく消防法施行令第4条の3第4項及び第5項並びに消防法施行規則第4条の3第 項(及び第 項)に規定する基準以上の防災性能を有するものを使用するよう、消防法第5条の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、平成 年 月 日に至るも、箇所において使用する について消防法第8条の3第1項に基づく消防法施行令第4条の3第4項及び第5項並びに消防法施行規則第4条の3第 項(及び第 項)に規定する基準以上の防災性能を有するものを使用していなかったものである。

#### 消防用設備等点検報告義務違反の場合

被告発人 は、 県 市 町 丁目 番 号に所在する ホテルを所有し、かつ、経営する者であるが、消防法第8条第1項により作成した消防計画に基づき、当該ホテルに設置されている 設備を 種の第 類(又は 種の第 類)消防設備士の免状の交付を受けている者又は第 種消防設備点検資格者の資格を有する者に点検させ(自ら点検し、)その結果を 消防署長に報告しなければならない義務があるにもかかわらず、これを怠っていたため、火災予防上必要があるとして、平成 年 月 日 消防署長から、 設備を点検し、その結果を報告するよう消防法第8条第4項の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、平成 年 月 日に至るも報告しなかったものである。

#### 消防用設備等設置命令違反の場合

被告発人 は、 県 市 町 丁目 番 号に所在する ホテルを所有し、かつ、経営する者であるが、同ホテルの床面積( 階の床面積)の合計が  $m^2$ (地階を除く階数が )以上であるところから、消防法第17条第1項に基づく消防法施行令第 条第 項第 号及び消防法施行規則第 条第 項第 号(消防法第17条第2項に基づく 市(町村)火災予防条例第 条第 項第 号)の規定に基づき、同ホテルの 箇所に(消防法第17条第1項に基づく消防法施行令第30条第1項(、第2項)及び第37条第 号の規定に基づき、 の技術上の規格を定める省令に適合する) 設備を設置する義務がありながら、これを怠っていたため、平成 年 月 日 消防署長から、消防法第17条第1項に基づく消防法施行令第 条第 項第 号及び消防法施行規則第 条第 項第 号(消防法第17条第2項に基づく 市(町村)火災予防条例第 条第 項第 号)の規定に従っ

て平成 年 月 日までに、同ホテルの 箇所に（消防法第17条第1項に基づく消防法施行令第30条第1項（、第2項）及び第37条第 号の規定に基づき、 の技術上の規格を定める省令に適合する）

設備を設置するよう消防法第17条の4の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、同命令の履行期限を経過した平成 年 月 日に至るも当該箇所に 設備を設置しなかつたものである。

#### 消防用設備等維持命令違反の場合

被告発人 は、 県 市 町 丁目 番 号に所在する ホテルを所有し、かつ、経営する者であるが、消防法第17条第1項の規定により、同ホテルの 箇所の 設備を消防法第17条第1項に基づく消防法施行令第 条第 項第 号及び消防法施行規則第 条第 項第 号（消防法第17条第1項に基づく消防法施行令第30条第1項（、第2項）及び第37条第 号の規定に基づき、 の技術上の規格を定める省令第 条第 項第 号）（消防法第17条第2項に基づく 市（町村）火災予防条例第 条第 項第 号）の規定に従って維持しなければならない義務がありながら、これを怠っていたため、平成 年 月 日 消防署長から、平成 年 月 日までに、同ホテルの 箇所の 設備を消防法第17条第1項に基づく消防法施行令第 条第 項第 号及び消防法施行規則第 条第 項第 号（消防法第17条第1項に基づく消防法施行令第30条第1項（、第2項）及び第37条第 号の規定に基づき、 の技術上の規格を定める省令第 条第 項第 号）（消防法第17条第2項に基づく 市（町村）火災予防条例第 条第 項第 号）の規定に適合するよう

して維持するよう消防法第17条の4の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、同命令の履行期限を経過した平成 年 月 日に至るも当該箇所に 設備を維持しなかつたものである。

#### 資料提出命令違反の場合

被告発人 は、 県 市 町 丁目 番 号に所在する ホテルを所有し、かつ、経営する者であるが、平成 年 月 日 消防署長から、平成 年 月 日までに、同ホテルの 箇所の 設備の設置（維持）に係る改修工事の工事契約書の写しを 消防署長に提出するよう消防法第4条第1項の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、同命令の履行期限である平成 年 月 日に至るも当該工事契約書の写しを提出しなかつたものである。

#### 報告命令違反の場合

被告発人 は、 県 市 町 丁目 番 号に所在する ホテルを所有し、かつ、経営する者であるが、平成 年 月 日 消防署長から、平成 年 月 日までに、 に関する事項について、文書により 消防署長に報告するよう消防法第4条第1項の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、同命令の履行期限である平成 年 月 日に至るも当該事項を文書により報告しなかつたものである。

#### 使用停止命令違反の場合

(ア) 被告発人 は、 県 市 町 丁目 番 号に所在する ホテルを所有し、かつ、経営する者であるが、同ホテルの 箇所に 設備が消防法第17条第1項に基づく消防法施行令第 条第 項第 号及び消防法施行規則第 条（消防法第17条第2項に基づく 市（町村）火災予防条例第 条第 項第 号）の規定に基づく技術上の基準に従って設置されておらず、火災が発生したならば人命に危険であるとして、平成 年 月 日 消防署長から、当該ホテルの 箇所に（消防法第17条第1項に基づく消防法施行令第30条第1項（、第2項）及び第37条第 号の規定に基づき、 の技術上の規格を定める省令に適合する） 設備を、消防法第17条第1項に基づく消防法施行令第 条第 項第 号及び消防法施行規則第 条第 項第 号（消防法第17条第2項に基づく 市（町村）火災予防条例第 条第 項第 号）の規定に従って設置するまでの間、当該ホテル（の 部分）の使用を停止するよう消防法第5条の2第1項第2号に基づく命令を受けたにもかかわらず、平成 年 月 日に至るも、当該ホテルの 箇所に 設備を設置せずに当該ホテル（の 部分）を使用していたものである。

(イ) 被告発人 は、 県 市 町 丁目 番 号に所在する ホテルを所有し、かつ、経営する者であるが、同ホテルの 箇所の 設備が消防法第17条第1項に基づく消防法施行令第 条第 項第 号及び消防法施行規則第 条第 項第 号（消防法第17条第1項に基づく消防法

施行令第30条第1項(、第2項)及び第37条第 号の規定に基づき、 の技術上の規格を定める省令第 条第 項第 号)(消防法第17条第2項に基づく 市(町村)火災予防条例第 条第 項第 号))の規定に従って維持されておらず、火災が発生したならば人命に危険であるとして、平成 年 月 日 消防署長から当該ホテルの 箇所に 設備を消防法第17条第1項に基づく消防法施行令第 条第 項第 号及び消防法施行規則第 条第 項第 号(消防法第17条第1項に基づく消防法施行令第30条第1項(、第2項)及び第37条第 号の規定に基づき、 の技術上の規格を定める省令第 条第 項第 号)(消防法第17条第2項に基づく 市(町村)火災予防条例第 条第 項第 号))の規定に適合するように維持するまでの間、当該ホテル(の 部分)の使用を停止するよう消防法第5条の2第1項第2号の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、平成 年 月 日に至るも、当該ホテルの 箇所の 設備を して維持せずに当該ホテル(の 部分)を使用していたものである。

(ウ) 被告発人 は、 県 市 町 丁目 番 号に所在する ホテルを所有し、かつ、経営する者であるが、同ホテルの 箇所の が建築基準法第 条第 項第 号に基づく建築基準法施行令第 条第 項第 号( の基準(昭和 年 月 日建設省告示第 号)第 項第 号)の規定に適合しておらず、火災が発生したならば人命に危険であるとして、平成 年 月 日 消防署長から、当該ホテルの 箇所の を建築基準法第 条第 項第 号に基づく建築基準法施行令第 条第 項第 号( の基準(昭和 年 月 日建設省告示第 号)第 )の規定に適合するように 箇所を するまでの間、当該ホテル(の 部分)の使用を停止するよう消防法第5条の2第1項第2号の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、平成 年 月 日に至るも、当該ホテルの 箇所を せずに当該ホテル(の 部分)を使用していたものである。

(エ) 被告発人 は、 県 市 町 丁目 番 号に所在する ホテルを所有し、かつ、経営し、当該ホテルの管理について権原を有する者であるが、同ホテルの が消防法施行令第 条第 項第 号及び消防法施行規則第 条第 項第 号((消防法第9条に基づく) 市(町村)火災予防条例第 条第 項第 号)の規定(消防計画)に従って行われておらず、火災が発生したならば人命に危険であるとして、平成 年 月 日 消防署長から(防火管理者をして、)消防法施行令第 条第 項第 号及び消防法施行規則第 条第 項第 号(消防法第9条に基づく) 市(町村)火災予防条例第 条第 項第 号)の規定に従って する( させる)(防火管理者をして、消防計画に従って消防計画に定められている を させる)までの間、当該ホテル(の 部分)の使用を停止するよう消防法第5条の2第1項第2号の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、平成 年 月 日に至るも、 せずに(防火管理者をして させず)に当該ホテル(の 部分)を使用していたものである。

#### 4 証拠となるべき資料

別添書類目録のとおり

#### 5 犯罪の情状(注 ホテルの場合の記載例である。)

ホテルは、夜間、不特定多数の者が宿泊し、しかも宿泊者は、通常、その内部に不案内であることから、ホテルの管理について権原を有する者である被告発人 は、火災等の災害の発生を未然に防止するとともに、火災等が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図る社会的責務を有しているといえる。

##### 直罰の場合

したがって、宿泊者の人命安全にかかわる消防法の規定については、これを遵守しなければならないにもかかわらず、(消防機関の指導(警告)に従わず)これを怠ったことは、ホテルという用途上の人命危険性を考えれば、法を無視する者として極めて悪質である。

##### 命令違反の場合

したがって、宿泊者の人命安全にかかわる消防法の規定については、これを遵守し、これに違反するところがある場合は、積極的に是正しなければならないにもかかわらず、消防機関の再三にわたる指導に従わなかったのみならず、消防法に基づく措置命令さえも履行せず、これを放置していたことは、ホテルと

【 いう用途上の人命危険性を考えれば、法を無視するものとして極めて悪質である。】

#### 6 参考事項

(1)

(2)

(3) (別添資料 参照)(注)

#### 7 意見

本件については、火災等の災害発生時における宿泊者の人命安全にかかわるものであり、しかも被告発人の情状を考えると、これを放置することは公共の安全上許されないので、被告発人にその社会的責任を思念させるとともに、同業者に対する戒めともなり得るよう厳重な処分をしていただきたい。

(注) 資料を添付する場合の記載例である。

[作成例 ②「告発書(その2)」]

地方検察庁  
検事正 殿

消防本部  
消防署長

### 告 発 書

下記違反があると思料するので、刑事訴訟法第239条第2項により関係資料を添えて告発します。

#### 1 被告発人

甲 本店所在地 県 市 丁目 番 号  
建物所在地 県 市 丁目 番 号  
法人名称 株式会社

(代表取締役 )

乙 本籍地 県 市 丁目 番地  
住 所 県 市 丁目 番 号  
氏 名  
生年月日 昭和 年 月 日生( 歳)  
職 業 会社役員( 株式会社代表取締役)

#### 2 罪名及び適用法条

消防法違反

甲に対して 消防法第17条の4  
消防法第41条第1項第4号  
消防法第45条第2号

乙に対して 消防法第17条の4  
消防法第41条第1項第4号

#### 3 犯罪の事実

- (1) 被告発人甲は、昭和 年 月 日 県 市 丁目 番地に設立され、昭和 年 月 日 県 市 丁目 番 号の ビルに本社を移転し、遊技場、飲食店及びサウナ浴場の経営のかたわら不動産の貸付業を営むものである。
- (2) 被告発人乙は、甲の代表取締役として、その業務を統括するものである。
- (3) 昭和 年に建築された ビルは、甲所有にかかる部分と 株式会社所有にかかる部分から構成され、キャバレー、遊技場、飲食店、サウナ浴場等(以下「キャバレー等」という。)及び銀行の用途が混在する消防法施行令別表第1に定める(16)項イの防火対象物である。  
甲所有にかかるキャバレー等の特定用途に供される部分(以下「本件建物」という。)の床面積の合計は、 平方メートル( 株式会社から賃借している 階から 階の特定用途部分を含めると 平方メートル)であるから、消防法施行令第12条第1項第7号の設置基準に該当する。
- (4) 被告発人乙は消防法第17条第1項の規定に基づき、本件建物にスプリンクラー設備を設置する義務があるのに、平成 年 月 日の立入検査以来 回にわたる当署署員の指導を受けながら、当該設備を設置しなかったため、平成 年 月 日 消防署長名をもって平成 年 月 日までに本件建物にスプリンクラー設備を設置するよう命じたが、履行期限を経過しても工事に着手せず命令に従わなかったものである。

#### 4 証拠となるべき資料

別添え書類目録のとおり(省略)

#### 5 犯罪の情状

本件建物は不特定多数の者が出入りし、多目的用途が混在するいわゆる典型的な雑居ビルであり、管理、営

業形態、営業時間を異にし、各用途においては、多くの火気使用設備器具等が使用され、かつ多量の可燃物等が収容されていることから、出火の危険を包蔵し、ひとたび出火した場合には延焼拡大危険及び人命危険が大きい。

このような出火、人命危険の大きい建物には、消防法令に基づき、その用途、規模等に応じて、消火設備、警報設備及び避難設備等の設置規制がなされ、当該設備等の総合的效果によって人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図ることとしているものであるが、特に本件建物のように不特定多数の者を収容し、しかも用途の特性から酔客等が収容され、自力による避難又は迅速な避難行動が著しく困難と認められる建物に対しては、自動的に迅速かつ確実に消火作業が行われ、火、煙、有毒ガス等の拡散を有効に防止する機能を有するスプリンクラー設備の設置が義務づけられているものである。

このことから、本件建物には自動火災報知設備、屋内消火栓設備、屋外階段等の諸設備が設けられているが、火災発生時に他の設備では代替することのできない自動消火の機能を有し、かつ消火効率のきわめて高いスプリンクラー設備が設けられていないことは人命安全上重大な欠陥である。

- (1) 被告発人乙は、本件建物において不特定多数の者を対象とする営利事業を営んでいる以上、これらの者の安全保護について常に真剣に取り組まなければならない社会的責務を有し、消防法令に定めるスプリンクラー設備を積極的に設置しなければならないのに、当署署員の 回にわたる指導を無視し、消防法第17条の4に基づく設置命令さえも履行せず、これを放置していることは、複合用途対象物という人命危険を包蔵した建物だけに公共の安全に対する配慮に著しく欠けるものとして許しがたい。
- (2) 被告発人甲は、法人として当然に本件建物を利用する不特定多数の者の安全を確保すべき責任を有しながら、本件命令が履行されず、スプリンクラー設備が設置されていないことは、その業務に関し、責任を十分に果しているとは認められない。

## 6 意見

本件については、特定防火対象物の防災上の安全を確保しようとする消防法の趣旨にのっとり、スプリンクラー設備の設置について、平成 年 月 日の立入検査以来指導書の交付、現地指導、関係者に対する直接指導等の手段により、 回の反復指導を行ったものであるが、被告発人乙は指導を受け入れようとせず、是正について積極的な姿勢が認められなかったため、平成 年 月 日設置命令を発したものである。

本件命令は、火災発生時の延焼拡大危険、人命危険を排除しようとする公益性の見地から発したものであるから、被告発人乙は、本件建物に存在する人命危険等について、経営者の責任において、これを排除する義務を受忍すべきにもかかわらず、建物構造及び経営上の問題等をたてに、正当な理由もなくスプリンクラー設備は設置できない旨の主張を繰り返すのみで、なんらスプリンクラー設備の設置について具体策を検討することもなく、履行期限の6箇月を徒過したものである。

ひるがえって、本件建物は火災によって多数の犠牲者を出した、大阪千日デパートビル、熊本大洋デパート等と同様な不特定多数の者を収容するものであり、多くの火気を使用する飲食店、キャバレー、ナイトクラブ等が混在し、一般の事業所ビル等に比較して、出火の危険は高く、また、ひとたび火災が発生すれば、各店の管理及び営業形態、営業時間が異なること等から、建物に不案内な多数の客の統制ある避難誘導は極めて困難になると思料される。

したがって、災害予防の任にあたる消防機関としては、公共の安全を確保する見地から、このような消防上危険と認められる防火対象物にかかわる重大違反を放置することはできないので、被告発人甲及び乙にその社会的責任を思念させるとともに、この種スプリンクラー設備の履行者に対する行政の公平を図るためにも、厳しく処分していただきたい。

## 7 参考事項

- (1) 本件建物のスプリンクラー設備の設置にかかわる根拠規定  
本件建物は、消防法第17条第1項にいう防火対象物であり、特定用途に供される部分の床面積の合計が3,000平方メートル以上であるから、消防法施行令第12条第1項第7号に該当する防火対象物である。
- (2) 査察経過  
平成 年 月 日立入検査実施  
(立入検査員、消防士長 以下 名)

- 立入検査結果通知書交付  
 (スプリンクラー設備を、平成 年 月 日までに設置するよう指導。指導内容は別添え立入検査結果通知書参照。)[省略]  
 平成 年 月 日立入検査実施  
 (立入検査員、消防司令補 以下 名)  
 立入検査結果通知書交付  
 (スプリンクラー設備を、平成 年 月 日までに設置するよう指導。指導内容は別添え立入検査結果通知書参照。)[省略]  
 平成 年 月 日立入検査実施  
 (立入検査員、消防司令補 以下 名)  
 立入検査結果通知書交付  
 (スプリンクラー設備を、平成 年 月 日までに設置するよう指導。指導内容は別添え立入検査結果通知書参照。)[省略]  
 平成 年 月 日立入検査実施  
 (立入検査員、消防司令補 以下 名)  
 立入検査結果通知書交付  
 (スプリンクラー設備未設置の指摘。指導内容は別添え立入検査結果通知書参照。)[省略]  
 平成 年 月 日立入り検査実施  
 (立入検査員、消防司令 以下 名)  
 立入検査結果通知書交付  
 (スプリンクラー設備未設置の指摘。指摘内容は別添え立入検査結果通知書参照。)[省略]
- (3) 違反処理経過  
 平成 年 月 日警告書発行  
 (建物全般にスプリンクラー設備を平成 年 月 日までに設置すること他 件。別添え警告書参照。)[省略]  
 平成 年 月 日命令書発行  
 (建物全般にスプリンクラー設備を、平成 年 月 日までに設置すること他 件。詳細は別添え命令書参照。)[省略]
- (4) スプリンクラー設備の概要(別添えスプリンクラー設備の概要参照。)[省略]  
 (5) スプリンクラー設備の奏功例(別添えスプリンクラー設備の作動事例参照。)[省略]  
 (6) スプリンクラー設備の未設置による火災拡大事例(別添えスプリンクラー設備未設置に起因した火災拡大事例参照。)[省略]  
 (7) スプリンクラー設備の設置例(別添え既存そ及防火対象物のスプリンクラー設備設置例参照。)[省略]  
 (8) 火気使用器具の使用実態(別添え ビル内の火気使用実態一覧表参照。)[省略]  
 (9) 収容可燃物の実態(別添え ビル内階別収容物等の実態参照。)[省略]  
 (10) 消防用設備等の設置状況(別添え ビル階別消防用設備等設置状況(平成 年 月 日現在)参照。)[省略]

目次へ